

京都府環境基本計画

令和2年12月策定
令和7年12月改定

京 都 府

目次

第1章	計画策定の趣旨	
1	計画策定の背景	2
2	京都府の使命と役割	4
3	計画の位置付け	5
4	計画の期間	5
5	計画の構成	6
第2章	京都府を取り巻く現状の認識	
1	環境政策を取り巻く社会情勢の変化	7
2	京都ならではの豊かな「力(ポテンシャル)」	9
3	京都府の環境の現状と課題	12
第3章	京都府の将来像	
	京都府の将来像	33
第4章	計画の基本となる考え方	
	計画の基本となる考え方	35
第5章	分野横断的施策の展開方向	
1	G Xによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による 府民の生活の質向上の実現	37
2	安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしな やかな社会の実現	39
3	京都ならではの豊かな自然資本を始めとする地域資源を活 用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進	40
4	「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向 上につながる持続可能なライフスタイルへの転換	41
5	持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進	42
第6章	環境課題の分野ごとの重点取組の推進	
1	脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組 の加速化	44
2	循環型社会を目指した循環経済への移行の促進	46
3	安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上	48
4	自然と生活・文化が共生する地域社会の継承	50
第7章	計画の推進	
1	計画の効果的実施	52
2	計画の進捗状況の点検等	52
3	計画の見直し	52

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

京都府では京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な施策の大綱として、環境基本計画を策定することとしています。

平成10（1998）年に策定した第1次「京都府環境基本計画」は、都市・生活型公害の広がりや廃棄物の増加等に加えて、地球温暖化やオゾン層の破壊等地球規模の環境問題に対する警鐘が鳴らされるようになった当時の状況を踏まえ、多様化する課題に京都府の環境行政が的確に対応していくことを目指したものでした。

その後、経済のグローバル化の流れが世界経済を大きく発展させる一方で、環境問題が国境を越えて拡大・深刻化し、持続可能な社会・経済の仕組みづくりが求められるようになり、平成22（2010）年に第2次計画となる「新京都府環境基本計画」を策定しました。第2次計画では、「持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進」、「限りある資源を大切にす循環型社会づくりの推進」、「府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進」及び「自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進」を施策展開の柱として、各分野での取組を推進してきました。

これらの取組により、府内の温室効果ガス排出量は、府民や事業者の努力により着実に減少し、再生可能エネルギー¹の導入が進み出しました。また、廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）や適正処理が進展し、府内の廃棄物発生量が減少してきました。大気環境や水環境においても一定の改善が図られたほか、人と自然との相互作用により生み出された景観（文化的景観）が高く評価され、丹波高原の広大な区域が「京都丹波高原国定公園」に新規に指定される等の成果も見られました。

一方、近年、台風の大型化やゲリラ豪雨、猛暑等による河川の氾濫や熱中症による救急搬送者数の増加等、防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、日々の生活の中でも身近に迫るようになっていきます。従来から取り組んできた温室効果ガス削減対策（緩和策）を加速させるとともに、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止や軽減を図る「適応策²」に積極的に取り組むことが求められています。

また、令和7（2025）年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」及び「第7次エネルギー基本計画」では、令和3（2021）年の第6次計画以降の国内外のエネルギー情勢の変化を踏まえ、令和22（2040）年度までに温室効果ガスを73%削減（平成25（2013）年度比）する目標と整合的な形で、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組が求められています。

資源循環に関しては、令和6（2024）年5月の資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の成立や、同年8月に閣議決定された「第五次

¹ 太陽光・風力・中小水力・地熱・バイオマスといったエネルギー源のこと。温室効果ガスを排出せずに国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源といわれている。

² 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図るための施策をいう。早期対策が重要であることから気候変動適応法が制定され、多様な関係者の連携・協働の下、地域ごとの気候変動の影響及び適応に関する情報の提供等が求められている。

循環型社会形成推進基本計画」で見られるように、「循環経済（サーキュラーエコノミー）³」への移行に向けた取組が一層求められています。また、安心・安全の見地からは、地震や豪雨等の自然災害によって発生する災害廃棄物を円滑に処理するための体制強化、不法投棄の撲滅に向けた監視・指導の強化等も求められています。

大気、水等の環境保全に関しては、微小粒子状物質（PM2.5⁴）への対応や建築物の解体等におけるアスベスト飛散防止対策等の大気環境の課題、閉鎖性水域の富栄養化等の水質環境の課題が未だ残っており、新たな産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、府民の健康や生活環境を守る上で、引き続き重要な課題となっています。

生物多様性⁵に関しては、絶滅のおそれのある野生生物種の増加、クビアカツヤカミキリ等の外来生物⁶の分布拡大や野生鳥獣による被害等の顕在化する課題に対して、より一層の取組の強化が求められています。

世界の動きに目を向けると、平成 28（2016）年、パリ協定⁷の発効を受けて世界が脱炭素社会の実現⁸に向けて大きく舵を切りました。その後、令和 5（2023）年に公表された IPCC⁹ 第 6 次報告書では、パリ協定の目標を達成するためには、温室効果ガス排出量を令和 17（2035）年までに 60%削減（2019 年比）することが必要とされ、更なる取組の加速化が強く求められています。

また、令和元（2019）年 6 月に開催された G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみ問題が重要な議題として取り上げられました。この会議において、日本は「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン¹⁰」を提唱し、令和 32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにするという目標を掲げ、各国に対してこのビジョンの共有と協力を呼びかけました。

さらに、令和 4（2022）年にカナダ・モントリオールで開催された「生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）」では、新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」

³ 従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。

⁴ 大気中に浮遊している直径（粒径） $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の $1,000$ 分の 1 ）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた直径（粒径） $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん等呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

⁵ 生物や生態系の豊かさを表す言葉。「生態系の多様性」、「種の多様性」及び「遺伝子の多様性」の三つのレベルがあるとされ、それぞれの保全が必要である。

⁶ 人為により自然分布域の外から持ち込まれた生物。在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼすことがあり、中には在来種の絶滅を招くような重大な影響を与えるものもある。国内では平成 16（2004）年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。）が制定され、同法で指定された特定外来生物について飼育等が禁止されている。

⁷ 第 2 章 3（1）参照

⁸ 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。

⁹ Intergovernmental Panel on Climate Change の略で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる。人為起源による気候変化とその影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和 63（1988）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織

¹⁰ 資源効率性及び 3R に関する取組が、陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックごみの発生抑制及び削減に寄与するという認識の下、G20（ハンブルグ（2017 年））、G7（伊勢志摩（2016 年）、シャルルボワ（2018 年））ではこれまで、継続して海洋プラスチックごみ問題が取り上げられてきたところである。令和元（2019）年 6 月に開催された G20 大阪会議の首脳宣言において、さらに踏み込んだ合意として、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有することとされた。上記の首脳宣言では、同ビジョンを共有し、包括的な対策を講じて、令和 32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指している。

が採択されました。この枠組みにおいては、ネイチャーポジティブ¹¹実現に向けた「30by30 目標¹²」を始め、絶滅危惧種の回復・保全、侵略的外来種の定着率の削減、環境に配慮した農林漁業の推進、持続可能な消費等、幅広い分野にわたるグローバル目標が設定されました。

これらの国際的な取組は、持続可能な未来の実現に向けて、環境保全に関する世界的な意識と行動を促進する重要な一歩となっています。

このような国内及び世界の状況の中、令和6（2024）年に閣議決定された国の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第六次環境基本計画¹³」では、新しい視点が入り入れられました。同計画では、「第五次環境基本計画」で掲げられていた「環境・経済・社会の統合的向上」をさらに発展させ、「環境保全」を通じて「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」（以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。）を実現することが、上位の目的として明確に示されました。この「ウェルビーイング／高い生活の質」という概念は、経済的な豊かさだけでなく、健康、精神的な充足、地域とのつながり等、非市場的価値も重視する考え方です。

特に、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、私たちの生活様式や働き方に大きな変化をもたらしました。テレワークやリモート会議、時差出勤等といった新たなビジネススタイルが広がる中で、人々の意識は、物質的な豊かさから、心身の健康や人とのつながりといったものの価値を重視する方向へとシフトしています。こうした経験は、「ウェルビーイング／高い生活の質」の重要性を社会全体に認識させる契機となりました。

気候変動や生物多様性の喪失等、深刻化する環境危機に対応するためには、文明の転換や経済社会システムの変革が不可欠です。環境政策を起点としつつ、環境・経済・社会の全体像を視野に入れ、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上を目指していくことが、より効果的な環境施策の展開につながると期待されます。

以上のような様々な変化を踏まえ、令和2（2020）年に策定した、持続可能な京都府社会の将来像と、その実現を目指した施策の基本的な方向を示した「第3次京都府環境基本計画」を見直します。

2 京都府の使命と役割

平成9（1997）年12月に「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」が京都で開催され、地球温暖化防止のための温室効果ガス削減に関する初めての法的拘束力を持った国際的枠組みである「京都議定書」が採択されました。京都府は京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策を始め、他のモデルとなるような環境への取組を実践し、世界に発信する使命と役割を果たしていくことを決意しました。

また、京都府は、令和元（2019）年10月策定の「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」において、環境に優しく安心・安全な京都府を目指して「脱炭素社会へのチャレンジ」を掲げるとともに、令和2（2020）年2月には、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

京都府では、脈々と受け継がれてきた環境先進地・京都の精神を絶やすことなく、多種多様な主体間でのパートナーシップをさらに発展させるとともに、京都ならではの豊かな「力

¹¹ 第2章3（3）参照

¹² 第2章3（3）参照

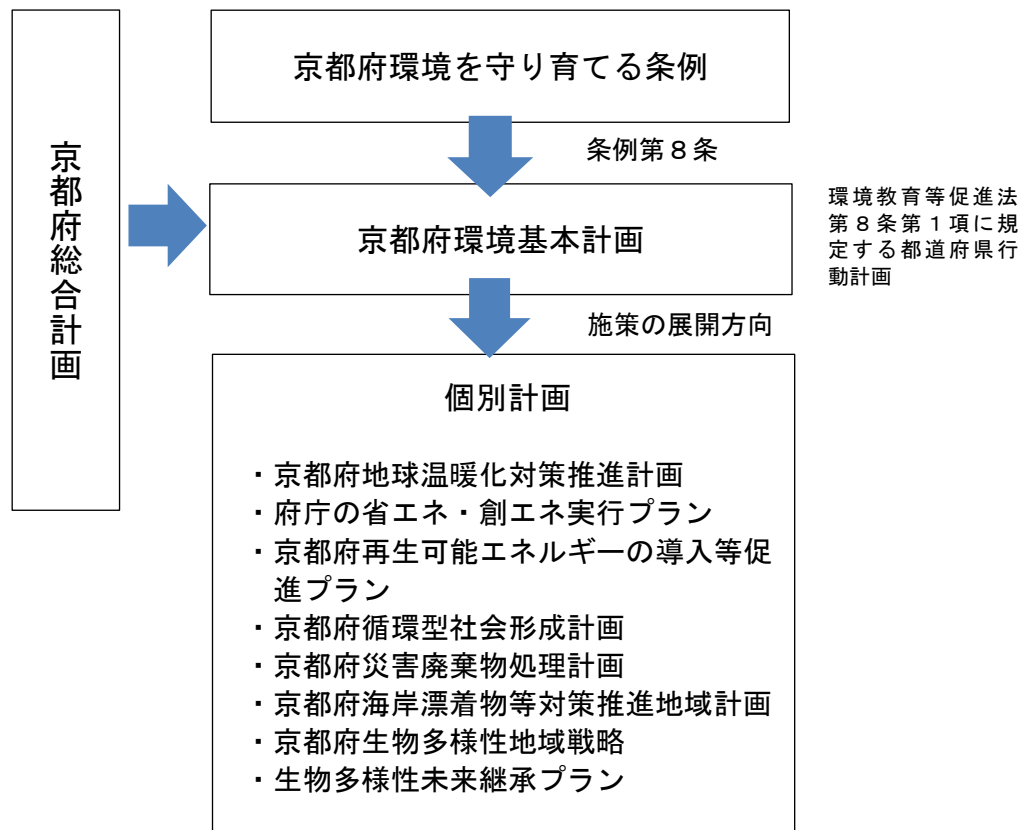
¹³ 令和6（2024）年5月に閣議決定された国が定める環境保全に関する基本的な計画。「環境保全」を通じて、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」及び「人類の福祉への貢献」を実現するために、環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる「循環共生型社会」を目指している。

(ポテンシャル)¹⁴」や地域資源を最大限に活用し、本計画の推進により、脱炭素社会・循環型社会の形成や、生物多様性の保全と利活用、生活環境の保全・向上に向けた取組を加速していくことを通じて、環境・経済・社会の好循環を創出するとともに、府民が幸せを実感できる状態を相乗効果的に向上させていくことで、持続可能な社会を構築していくことを目指します。

3 計画の位置付け

本計画は、京都府環境を守り育てる条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、京都府の環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む施策や事業等の指針となるものです。

また、本計画は、府政運営の指針である「京都府総合計画」の環境分野の個別計画として位置けるとともに、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号。以下「環境教育等促進法」という。）第 8 条第 1 項に規定する都道府県行動計画として位置付けるものです。



4 計画の期間

21 世紀半ば（令和 32（2050）年頃）の京都府の将来像を見据えつつ、計画期間はおおむね令和 22（2040）年までを目途とします。

¹⁴ 第 2 章 2 参照

5 計画の構成

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景
- 2 京都府の使命と役割
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間：おおむね令和22（2040）年までを目途

第2章 京都府を取り巻く現状の認識

- 1 環境行政を取り巻く社会情勢の変化
 - ・人口減少・少子高齢化社会の本格化
 - ・デジタル技術の急速な進展
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたライフスタイルの変化
 - ・国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性
 - ・四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇
- 2 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」
 - ・京都の歴史を繋いできた強靱さとチャレンジ精神
 - ・豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化
 - ・京都のまちづくりを支える力
- 3 京都府の環境の現状と課題
 - ・持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進
 - ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組
 - ・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり
 - ・限りある資源を大切にする循環型社会づくり
 - ・府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進

第3章 京都府の将来像（令和32（2050）年頃）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

第4章 計画の基本となる考え方

「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上
持続可能な開発目標（SDGs）の考え方による環境・経済・社会の好循環の創出
3つの柱 ①環境価値の創出 ②京都ならではの豊かさ ③協働

第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

- ① 脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化
- ② 循環型社会を目指した循環経済への移行の促進
- ③ 安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上
- ④ 自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

京都府の地域特性に応じた
取組を展開

第5章 分野横断的施策の展開方向

① GXによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上の実現	② 安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現	③ 京都ならではの豊かな自然資本を始めとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進	④ 「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながる持続可能なライフスタイルへの転換	⑤ 持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進
---------------------------------------------	-----------------------------------------	-----------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------

第7章 計画の推進

- ・本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定
- ・PDCAサイクルによる進捗管理とともに京都府環境審議会への報告により実効性を確保。おおむね5年ごとに見直し

第2章 京都府を取り巻く現状の認識

1 環境政策を取り巻く社会情勢の変化

○人口減少・少子高齢化社会の本格化

京都府では、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、京都府の総人口は令和2（2020）年の257.8万人から令和32（2050）年には207.6万人へと減少し、その後も人口減少に歯止めがかからないとされています。

また、14歳以下の人口に占める割合は11.4%から9.4%へと下がる一方、後期高齢者の占める割合は15.4%から24.6%へと大きく上昇し、高齢化がさらに進展する見込みです。15歳から64歳までの生産年齢人口を見ると、ピーク時（平成7（1995）年）の184.2万人から令和32（2050）年には108.0万人まで約4割減少することが見込まれています。

地域別に見ると、人口増加が見込まれる自治体がある一方、相楽東部地域では6割以上も人口が減少する見込みの自治体があり、また、高齢化率についても市町村によって、65歳以上では31.0%～76.3%、75歳以上では18.4%～56.4%まで差が開く等、都市部と地方とで二分化する傾向が見られます。

人口減少と少子高齢化が本格化することにより、地域コミュニティの弱体化や担い手の減少等の深刻な影響が懸念されています。

○デジタル技術の急速な進展

近年の高度な通信技術の普及により、インターネットを介して多量のデータが迅速に蓄積されるようになり、それらのデータを活用したサービスを通じて、経済社会が大きく変わりつつあります。とりわけ、ビッグデータやAI¹⁵、IoT¹⁶、5G¹⁷といったデジタル技術は、多量の情報の分析を行い、知識や情報を共有するとともに、新たな価値を生み出すものです。

京都府においては、人口減少社会の到来とスマート社会の進展を見据え、令和2（2020）年3月に策定した「京都府スマート社会推進計画」を令和5（2023）年12月に一部改訂し、社会全体のDX¹⁸を推進し、府内全ての地域において府民一人一人の夢・希望やあらゆる産業・地域活動における創造的かつ活力ある発展が、ビッグデータやデジタル技術を活用することで実現されるスマート社会を目指しています。

環境分野においても、IoE¹⁹を利用したエネルギー需給の最適化や、脱炭素テクノロジー関連のスタートアップ企業及びその技術を事業に活かす企業等の交流、まちづくりへの技術導入等の促進を通じた、最先端技術を用いた新事業創出・社会実装の推進等、環境・経済・社会の好循環を生み出す取組を進めています。

¹⁵ Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、学習・推論・判断といった人間の知的機能を備えたコンピュータシステムのこと。人間と比肩するようなAIは開発されていないが、様々な分野で活用され成果を上げている。

¹⁶ Internet of Things（モノのインターネット）の略称で、家電、自動車、ロボット等あらゆるものがインターネットにつながり、情報をやりとりすること。利便性が向上したり、新たな製品・サービスが生み出されたりしている。

¹⁷ 5th Generationの略称で、「第5世代移動通信システム」を指す。「超高速」であるだけでなく「多数接続（身の回りのあらゆる機器がつながる）」・「超低遅延（遠隔地からでもスムーズに操作することができる）」といった新たな機能を持っている。

¹⁸ Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略称で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

¹⁹ Internet of Energyの略称で、現在普及が進んでいる再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーション等の分散型エネルギーリソースと、パワーエレクトロニクス技術等による高度なエネルギーマネジメント技術を組み合わせた分散型エネルギーシステムのこと。

また、スマートセンサー等のAI・IoT技術を活用して産業廃棄物を効率的に回収し、監視するシステムの実用化や新たな技術開発、建設廃棄物処理への選別ロボットの整備・導入等の支援、環境DNA²⁰解析や画像認識等の新しい技術を活用した生物の生息状況の把握による効果的な希少生物の保全対策等、様々な分野におけるデジタル技術を活用した新たな課題解決も期待されています。

加えて、府内ではデータセンターの立地が進み、電力使用量の増加が予想されています。これに伴い、安定的な電力供給と環境負荷の低減の両立を図るため、再生可能エネルギーの導入の拡大が一層求められています。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたライフスタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、テレワークやリモート会議、時差出勤等といった新たなビジネススタイルが広がりました。生活面においては、オンラインショッピングやキャッシュレス決済、テイクアウトやデリバリーの利用等も定着しました。また、コロナ禍の孤独や分断の経験から、経済的な豊かさだけでなく、健康や人とのつながりの大切さが実感され、家族・社会とのつながりや「心の豊かさ」を満たすことの重要性が再認識されることとなりました。

日々の暮らしの中で幸せを感じながら生きることが重視され、心身の健康、働き方、人とのつながり等、生活全体の質の向上が注目されています。

今後は、コロナ禍によって定着した新しい生活様式等も活かしながら、環境や個人・社会のそれぞれに配慮した健康で心豊かなライフスタイルや、自然と調和した社会の仕組みへの転換を図り、より持続可能な社会の構築を目指していくことが必要です。

○国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性

令和4（2022）年に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会に深刻な影響を及ぼし、エネルギー安全保障や経済の安定性、さらには環境政策の方向性にも大きな転換を迫る出来事となりました。

欧州を中心に天然ガスや石油等の化石燃料の供給が不安定となり、世界的にエネルギー価格が高騰し、日本においても、電気やガスの料金の上昇が家庭や企業の経済的負担を増大させました。こうした状況は、エネルギーの海外依存度が高い日本のエネルギー安全保障の脆弱性を改めて浮き彫りにしました。

このような国際的な危機は、再生可能エネルギーの導入促進や地域分散型エネルギーシステムの構築といった、持続可能なエネルギー社会への転換を加速させる契機ともなっています。太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの活用は、エネルギーの地産地消を可能にし、地域の自立性や災害時のレジリエンス向上にも寄与します。京都府においても、地域資源を活かし地域と共生する再生可能エネルギーの導入や、省エネルギーの推進、エネルギーマネジメントの高度化等を通じて、自然環境を維持しながらエネルギーの安定供給と脱炭素化の両立を図ることが求められています。

○四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇

新型コロナウイルス感染症の収束以降、我が国では、主に輸入物価の上昇に起因するインフレーションが要因となり、顕著な物価上昇が継続しています。エネルギー資源や食料品等の主要物資を海外からの輸入に依存する日本においては、コロナ禍から回復した国際的な経済活動の再開による世界的な需要の高まりやウクライナ情勢等による地政学的リスクの顕在化に伴い、原油・天然ガス・穀物等の価格が急騰しています。加えて、令和4（2022）年、米国

²⁰ 水中、土壌中、空気中等、あらゆる環境中に存在する生物由来のDNAのこと。

等がインフレーション抑制のために利上げに踏み切ったことにより、日米間の金利差の拡大に伴う円安が進行したことで、輸入品の価格が上昇し、国内の物価を押し上げる大きな要因となりました。さらに、国内の「人手不足」と「賃金上昇」が複合的に作用し、本格的な物価高が定着しつつあります。

他方、日本の政策金利は、バブル崩壊後の不況とデフレーションに対応するため、約四半世紀にわたってほぼゼロ金利、あるいはマイナス金利という超低水準に抑えられてきましたが、最近の物価上昇と賃金上昇を背景に、日本銀行は、デフレ脱却の兆候を捉えたとして、令和6（2024）年に約17年ぶりの利上げに踏み切りました。今後の政策金利は、物価や賃金の動向によって、さらなる上昇の可能性が示唆されています。

令和5（2023）年の消費者物価指数（生鮮食品を除くCPI）は、前年比3.1%の上昇を記録し、昭和57（1982）年以来約41年ぶりの高水準となりました。これは、1990年代のバブル崩壊後に本格化したデフレーションを経て、物価上昇局面へと転換したことを示しています。また、物価安定化に資する政策金利上昇は、設備投資等の企業の借入れコストや住宅ローン等の個人の金利負担の増加につながるため、企業や個人の経済活動を鈍化させるおそれがあります。これまでにない社会経済情勢の変化の中で、本格的な物価高と金利上昇による府民や事業者の生活・経済活動への影響を的確に捉え、施策展開に活かしていく必要があります。

2 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

○京都の歴史を繋いできた強靱さとチャレンジ精神

京都は、古代から現代に至るまで千年以上にわたり、様々な時代の変遷や社会の変化の転換点に立ちながらも、その都度しなやかに変化を受け入れ、新たな価値を創出する等、未来に向けて常に挑戦し続ける姿勢によって、歴史をつないできました。このような京都の持つ「強靱さ」と「チャレンジ精神」は、京都に暮らす人々や企業等に息づいており、現代においても、京都が持つ大きな力として発揮されています。

京都府には、環境分野において革新を起こすスタートアップ企業が数多く育っています。大学や研究機関が集積する京都市域を中心に、脱炭素、資源循環、生物多様性等の分野における先進的な技術を持つ企業が次々と誕生しています。これらの企業は、地域課題に根ざした実証実験を通じて社会実装を進め、国内外の市場に向けた発信力を高めています。こうしたスタートアップ企業の成長を後押しする場として、環境分野を含む多様なテーマを扱う「I V S²¹ KYOTO」が毎年開催され、技術とビジネスの連携が促進されています。

また、京都府は、南北に長く、海・山・都市が共存する地理的特性を持ち、地域ごとに異なる文化や価値観が根付いており、この多様性は、環境政策においても新たな発想や技術を生み出す源泉となっています。北部には日本海に面した海岸線やリアス式海岸、里山、森林が広がり、海洋資源や再生可能エネルギー（風力、波力等）の活用が期待され、南部の一部の地域では都市部に近接しながらも里地・里山と調和した暮らしが営まれており、都市と自然とが共生するモデル地域としての可能性を秘めています。

○豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化

府内の各地域では、自然と共生した個性豊かな文化が歴史を通してはぐくまれてきました。

²¹ Infinity Ventures Summit の略。国内外の起業家・投資家等が一堂に会し、直接交渉による投資・協業先・人材等の獲得や、各分野の最新動向の把握と多様な人材の交流を契機とした新ビジネス創出を促進する、国際スタートアップ・カンファレンス

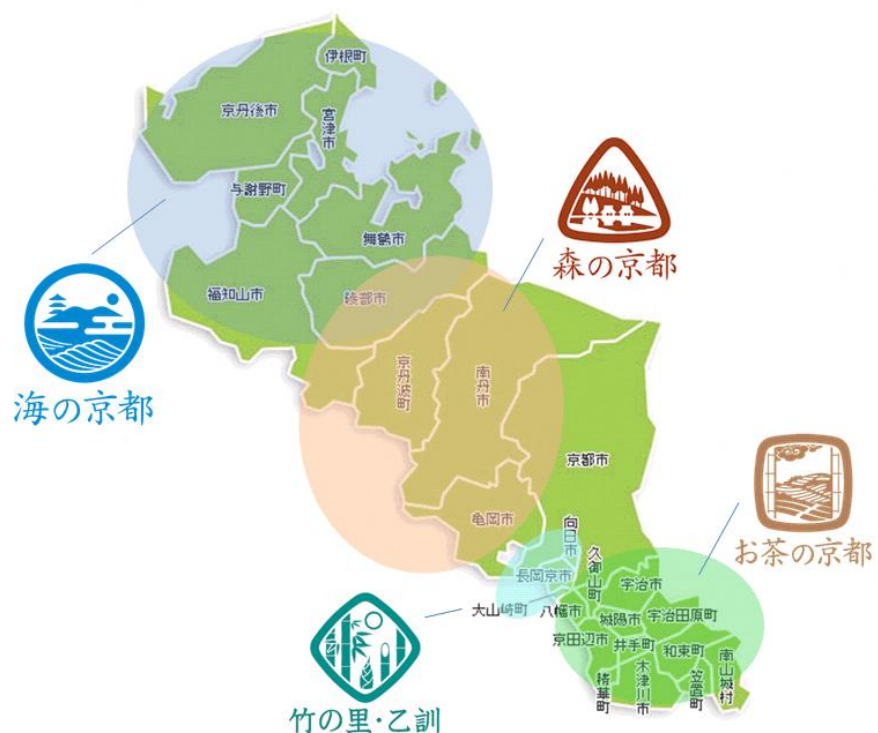
日本唯一の景観を誇る舟屋群や日本三景・天橋立があり日本海に面した「海の京都²²」、豊かな森と里山が広がり日本の原風景を残す「森の京都²³」、千年を超える歴史の中で奥深い伝統文化を継承してきた京都市域、宇治茶の名産地として名高い「お茶の京都²⁴」、清らかな竹林や歴史的文化遺産が多く残る「竹の里・乙訓²⁵」等、各地域の個性豊かな文化は、相互に影響し合い、自然との関わりや国内外との交流を通じた人の営みによって、洗練され、深められてきました。

「人間は自然の一部である」という価値観、「自然と共に生きる」感性、「もったいない」や「しまつ」という言葉に象徴される暮らしの知恵等、自然と共生する精神文化は、今も私たちの暮らしの中に息づいています。

また、恵み豊かな自然との関わりの中で受け継がれた、地域の特性を生かした食文化を始め、伝統行事、建築や庭園、伝統芸能、和歌、茶道、華道等の有形無形の文化は、日本を代表する文化として世界中の人々の心を捉えています。

さらに、京都は、伝統の上に革新を積み重ねる柔軟性を持ち合わせていることから、先端技術の開発やそれを活かした産業、そして映画、アニメ、ゲーム等のコンテンツ産業²⁶といった新しい文化を次々に生み出しています。

恵み豊かな自然と共生し、伝統から先端まで多様な文化が息づき、進取の気質で新たな価値を生み出していく、こうした京都ならではの「豊かさ」を、将来世代に受け継いでいくことは、私たちに課せられた大きな使命です。



²² 古代より大陸との交流の窓口として栄えた歴史的背景や整備が進展する交通基盤を生かし、魅力的な観光まちづくりをソフト・ハード両面から進め、京都府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）を全国有数の競争力のある観光圏にしていく取組のこと。

²³ 亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市、京都市右京区京北の6市町をエリアとして、森の恵みを生かした食や伝統文化、産業等、森に包まれた暮らし方を発信することにより、交流産業の振興、林業の付加価値向上を実現する取組のこと。

²⁴ 日本茶文化を創造し、全国に普及させてきた「宇治茶」や茶畑景観等の山城地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村）の価値を再認識し、さらに磨きをかけ、世界に向け発信することにより、多くの人が訪れる大交流圏を創出し、日本の茶文化の一大拠点にする取組のこと。

²⁵ 長岡京跡や天王山をはじめとする多くの歴史・文化遺産や、美しい竹林や竹の子の産地として有名な向日市、長岡京市、大山崎町の地域を「竹の里・乙訓」と位置付けた観光地域づくりの取組のこと。

²⁶ 映像（映画、アニメ等）、音楽、ゲーム、書籍等の制作・流通を担う産業の総称のこと。

○京都のまちづくりを支える力

京都では、都としての長い歴史の中で、町屋修復等、匠の技術の伝承がなされるとともに、町衆²⁷による高度な自治が培われる等、地域の人々がまちづくりにおいて主体的に連携し、協働する土壌がはぐくまれてきました。

現在の京都府には、COP3の開催を契機に多くの環境NGOやNPOが誕生し、これらの環境団体や各地域の府民、産業界、学術研究機関、行政及びこれらをサポートし結びつける中間支援組織²⁸等が、それぞれの特性を活かして環境課題に取り組み、ネットワークを築いています。

さらに、京都の豊かな歴史・文化・自然等の地域資源を求めて来訪する観光客等の交流人口や府外在住の京都府出身者等、京都府ゆかりの人々（関係人口）は、地域資源の価値を再認識し、魅力を上げるとともに、環境保全活動等の担い手の一人として連携する等、幅広い視点から京都府に新たな可能性をもたらしています。

京都は「学生のまち」といわれ、大学を始め学術研究機関等が集積しています。学校基本調査（令和6（2024）年5月1日現在）によると、京都府内大学・短期大学の学生数は、17万3,052人、人口に対する学生数の割合は、約15人に1人と全国1位であり、多くの学生が学んでいます。学ぶことに加え、生活を通して京都らしさを体感することで、学生にもそれを守ろうとする機運も芽生えています。

このように、多様な人材が、社会課題に対し産学公民、関係人口を含めて連携・協働して取り組む新しい「オール京都」の体制もまた、京都の持つ強みといえます。

²⁷ 京都では都としての長い歴史を背景に、騒乱と破壊、復興の繰り返しの中、民衆が自衛の必要等から町組やその連合体である惣町を形成することを通じ、町衆による高度な自治が培われた。明治時代においては、京都府と町民とがともに京都再生を願い、全国に先駆けて番組小学校の開設を行っている。

²⁸ 本計画における中間支援組織とは、各地域の府民、事業者、学術研究機関、市町村等の多様な主体の取組を引き出し、地域に寄り添いながら継続的に伴走支援を行う、地域脱炭素の推進において重要な役割を担う組織をいう。

具体的には、「京都府地球温暖化防止活動推進センター」、「京都気候変動適応センター」、「きょうと生物多様性センター」等を想定している。

3 京都府の環境の現状と課題

第3次計画の「京都府環境基本計画」に基づき進めてきた分野ごとの施策の取組状況と、この間の環境をめぐる国内外の動きを踏まえた課題等を概観していきます。

(1) 持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進

- ・ 京都府では、地球温暖化防止のため、事業者、建築物、自動車交通、家庭分野等において、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等の取組を推進しています。
- ・ 府民や事業者の努力により、府内の温室効果ガス排出量は、着実に減少している一方で、地球温暖化は進行し、気候変動による影響や被害が現れています。
- ・ 今後、脱炭素社会の実現に向け、更なる省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入・利用、適応策の強化等、対策の加速化が必要です。

- 近年、CO₂等の温室効果ガスの大気中への大量排出等に起因する地球温暖化の進行に伴う気候変動により、干ばつや豪雨等の異常気象の増加や食料生産性の低下、生態系への影響等、地球環境への深刻な影響が懸念されており、京都府においても、この100年間で年間平均気温が2.2℃の割合で上昇しています。

世界気象機関(WMO)は、2015年～2019年の5年間と2010年～2019年の10年間の平均気温はともに過去最高であり、また、大気中の温室効果ガス濃度、海面水位、海洋酸性化等、主な気候変動指標の悪化を指摘しています。

平成28(2016)年11月に、工業化以前からの世界の平均気温上昇を「2℃未満」に抑えることを世界共通の長期削減目標とし、「1.5℃」までの抑制に向けた努力の継続についても言及した「パリ協定」が発効し、令和2(2020)年に始動しました。また、平成30(2018)年10月には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が1.5℃特別報告書²⁹をとりまとめ、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、令和32(2050)年頃には世界全体のCO₂排出量を実質ゼロにする必要があると発表しました。さらに、令和5(2023)年3月に、気候変動に関する最新の科学的知見を取りまとめたIPCCの第6次評価報告書統合報告書において、人間による活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、世界の平均気温は、1850年～1900年を基準として2011年～2020年に1.1℃の温暖化に達したと示されています。

国においては、令和7(2025)年2月に「地球温暖化対策計画」(平成25(2013)年度比で、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度までに46%削減、令和17(2035)年度までに60%削減、令和22(2040)年度までに73%削減、令和32(2050)年度までにネット・ゼロ³⁰)を策定し、温室効果ガスの排出抑制等の対策(緩和策)を進めるほか、令和3(2021)年10月に「気候変動適応計画」を策定するとともに、令和5(2023)年5月には同計画を改定し、熱中症対策が強化される等、将来予測される被害の回避・軽減等の対策(適応策)にも注力する等、気候変動への対策を加速しています。

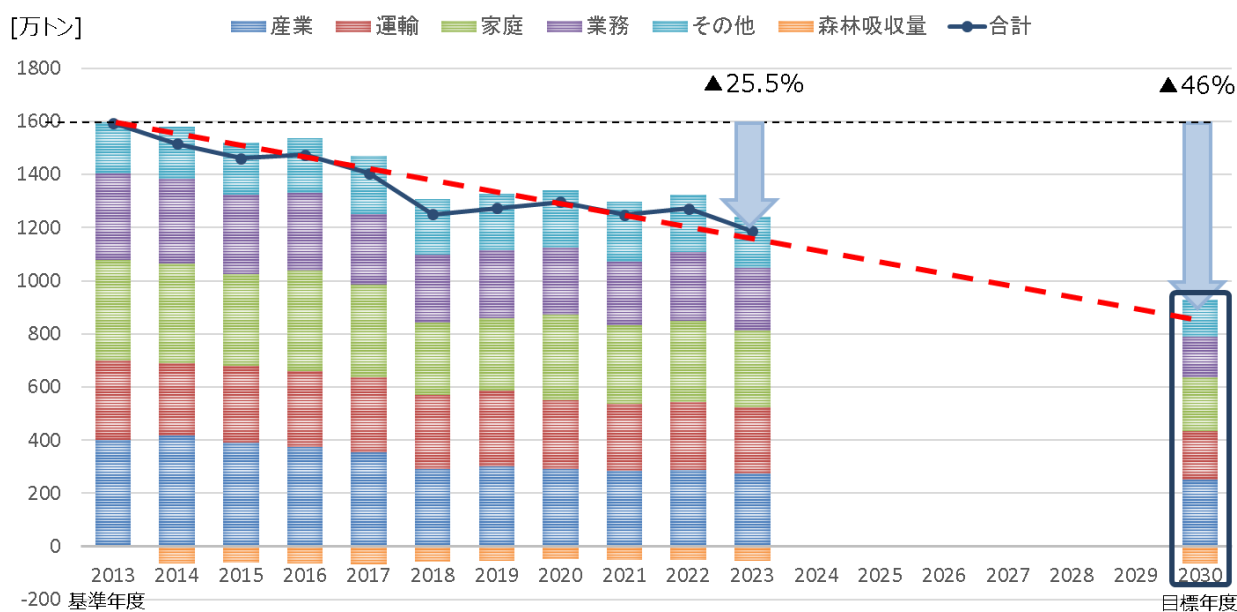
- 京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和2(2020)年2月に、「令和32(2050)年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。そして、その実現に向けて、これまでの取組の進捗を踏まえつつ、令和2(2020)年12月に京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)の改正を行い、令和12(2030)年度までに

²⁹ 気候変動の脅威への世界的な対応の強化と、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈の中で、1.5℃の気温上昇に係る影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの排出量の削減(緩和)等に関してまとめられている。

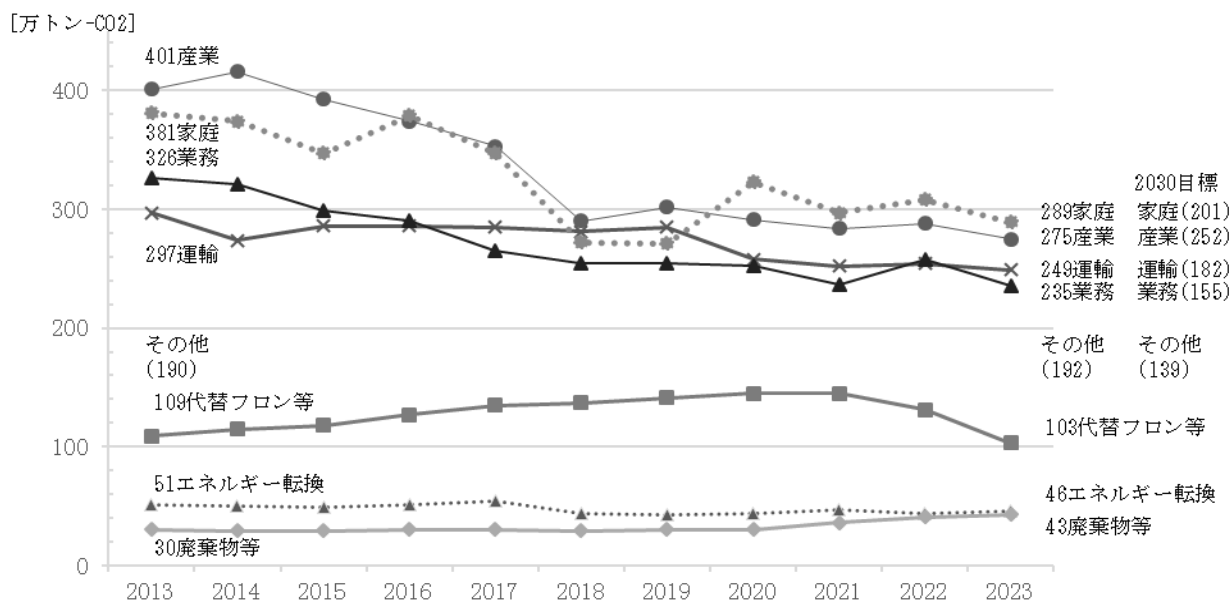
³⁰ 正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーの導入や省エネルギーによって、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動等の取り組みで吸収・固定することによって人間による活動全体での排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

平成 25 (2013) 年度と比べて温室効果ガス排出量を 40%以上削減することを新たな目標として設定することとし、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするため、令和 3 (2021) 年 3 月に「京都府地球温暖化対策推進計画」を策定しました。同計画については、令和 5 (2023) 年 3 月に温室効果ガス排出量の削減目標を 46%以上に引き上げる見直しを行い、現在は、令和 7 (2025) 年 2 月に国の「地球温暖化対策計画」が改定されたことを踏まえた見直しを行っているところです。

また、府内市町村においても、ゼロカーボンシティの表明や、地域の実情に応じた取組が進められています。こうした動きを背景に、府・市町村・府民・事業者が一体となって「オール京都」で脱炭素社会の実現に向けた行動を加速させています。



温室効果ガスの総排出量の推移



・エネルギー消費効率の向上や再生可能エネルギーの導入拡大等により、基準年度と比較して温室効果ガス排出量は減少している。一方で、コロナ禍等の社会情勢の影響もあり、排出量には変動がみられる。

部門別の府内温室効果ガス排出量の推移

①事業者に関する対策

- ・ 京都府地球温暖化対策条例に基づく温室効果ガスの排出量が多い事業者や小売電気事業者に対する排出量削減計画書等の報告・公表制度や環境マネジメントシステムの導入義務制度等により、事業者の自主的な取組による排出削減を促進するとともに、省エネルギー設備や、太陽光発電設備と蓄電池の同時設置等による自立型再生可能エネルギー設備の導入支援等に取り組んできました。
- ・ 地域金融機関・産業界・行政を構成団体とする「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を設立するとともに、地域金融機関と中小企業が活用しやすいサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）³¹の仕組みである「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を令和5（2023）年1月に構築し、京都府内の企業の大半を占める中小企業の脱炭素化に取り組んでいます。
- ・ サプライチェーンでの脱炭素化に意欲的な府内企業に対し、国内外におけるESG投資³²の潮流の中で世界的な標準となりつつあるSBT³³等の認証取得、温室効果ガスの排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画等の策定を支援しています。
- ・ 一方で、長期的な温室効果ガスの排出量削減目標の達成に向けて、更なる排出抑制が求められており、一層の省エネルギーの促進・再生可能エネルギーの普及が課題となっています。また、オゾン層保護対策として特定フロンから「代替フロン³⁴」への転換が進み、温室効果の高い代替フロンの排出量が増大していることから、代替フロンの排出抑制が求められています。

②建築物に関する対策

- ・ 一定規模以上の建築物を新築・増築する建築主に対する京都府地球温暖化対策条例に基づく特定建築物排出量削減計画書の報告・公表制度等を通じて、建築物の断熱、省エネルギー設備の導入等の温室効果ガスの排出量削減措置、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入、一定量以上の府内産木材等の使用等を促進しています。
- ・ 建築物は、温室効果ガスの排出に長期にわたり大きな影響を与えることから、京都府ZEB³⁵アドバイザー派遣事業等による既存の建築物も含めた一層の排出削減の取組や住宅の総合的なエネルギー消費の抑制に向けた取組、再生可能エネルギーを利用するための設備のより一層の導入に向けた取組の促進が必要となっています。

③自動車交通に関する対策

- ・ 府内の温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門の対策のため、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を次世代自動車と位置付け、その普及に向けた取組を推進してきました。令和7（2025）年3月末時点における府内の次世代自動車の普及台数は15,199台となりましたが、「京都府地球温暖化対策推進計画」で定める目標の「20,000台」に向け、今後更なる普及が必要です。

³¹ 借り手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励するローンのこと。

³² 環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を考慮する投資のこと。

³³ Science Based Targets の略称。温室効果ガス削減目標の指標の一つで、2015年に採択されたパリ協定が求める温室効果ガス削減水準と整合した温室効果ガス削減目標のこと。

³⁴ 冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材等に使用されているフロンの一種であり、オゾン層破壊効果のある特定フロンの代替として利用されているハイドロフルオロカーボン（HFC）の総称。オゾン層破壊効果はないものの、温室効果がCO₂の数十倍から1万倍超と高く、地球温暖化防止のためには代替フロンの排出抑制対策が必要とされている。

³⁵ Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物をいう。

④家庭に関する対策

- ・ 家庭部門に向けては、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座等の啓発活動、学校や家庭で取り組む「夏休みCO₂ゼロチャレンジ」、家電販売店の従業員が省エネルギー性能のアドバイスを行うマイスター制度等により、省エネルギー意識の向上に取り組んできました。また、停電時にも活用できる太陽光と蓄電池の同時設置による自立型再生可能エネルギー設備の導入支援や、省エネルギー効果の高い家電の購入支援、断熱・気密性能の高い省エネルギー住宅（ZEH³⁶等）の新築・購入支援も行ってきました。
- ・ しかし、コロナ禍での生活様式の変化、世帯数や世帯当たりの家電製品の増加等により、家庭部門での温室効果ガスの削減の程度は、緩やかなものとなっており、府民への啓発に加え、省エネルギー家電・高効率機器（ヒートポンプ式電気給湯器・潜熱回収型高効率ガス給湯器等・家庭用燃料電池等）・省エネルギー住宅の導入・普及に向けた取組や、家庭向けの再生可能エネルギーの導入支援等、家庭部門の削減強化が必要となっています。

⑤京都府自らの温暖化対策

- ・ 京都府自らの率先実行計画である「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」（令和3（2021）年12月策定）に基づき、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向け、京都府自ら率先して温室効果ガス排出量削減のための取組を進めていきます。
- ・ 削減目標の達成に向け、省エネルギーの徹底（建築物のZEB化、庁舎の照明のLED化等）、最大限の再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギーによって創られた電気の率先的な調達について、計画的・効率的に実施していく必要があります。

⑥気候変動の影響への適応策の推進

- ・ 「京都府地球温暖化対策推進計画」における適応策を拡充し、令和3（2021）年3月に「地域気候変動適応計画」として位置付けました。
- ・ また、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく「地域気候変動適応センター」として、令和3（2021）年7月、京都府、京都市及び総合地球環境学研究所の3者で「京都気候変動適応センター」を設立し、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び府民や事業者への情報発信等を行う拠点としています。
- ・ 本センターでは、市町村や研究機関等との連携の下、将来予測計算や地域気候変動適応計画の充実に必要な情報をさらに収集し、将来予測計算に向けた分析を進めるとともに、気候変動影響の評価や予測、適応策の検討等を進め、「京都ならではの変革的適応」を模索しています。また、事業の成果は、ホームページや広報誌、セミナー等により、広く発信しています。

〈 今後の施策展開における課題 〉

- 今後は、京都府が掲げる脱炭素社会の実現に向け、行政や企業、市民団体、個人等、あらゆる主体を巻き込んだ温室効果ガス削減対策（緩和策）を加速しなければなりません。
- また、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加等、既に起こり始めている気候変動の影響に対する適応策についても、対策を急ぐ必要があります。
- このため、京都府の特性を活かして、一層の温室効果ガスの排出削減や再エネ設備の機能向上、気候変動影響への適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築等、環境と経済・社会課題の同時解決を目指す取組の推進が必要です。

³⁶ Net Zero Energy House の略称で、快適な室内環境を実現しつつ、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにする家をいう。



(2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

- ・ 京都府では、「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」という新たな時代のエネルギー社会システムへの変革を目指し、家庭、事業者及び地域の各分野で再生可能エネルギーの導入の促進に取り組んでいます。
- ・ 国のFIT制度³⁷開始により、太陽光発電を中心に急速に導入が拡大した一方、近年は買取価格の低下等により導入量の増加率が減少しています。
- ・ 今後は、脱炭素化の要請の高まりを受けた中長期的な将来を見据え、自家消費型の再生可能エネルギーの導入の一層の促進や、地域振興・地域レジリエンス向上に資する地域共生型の再生可能エネルギーの普及促進、既存電源の有効活用の取組等、再生可能エネルギーの「主力電源化」に向けた取組の一層の促進が必要です。

- 再生可能エネルギーの導入等の促進は、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要な取組です。

国においては、令和7(2025)年2月18日に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」において、エネルギー政策の基本方針であるS+3E³⁸の原則の下、エネルギー安定供給の確保に向けた投資を促進する観点から令和22(2040)年やその先のカーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性をまとめ、再生可能エネルギーについては、引き続き「主力電源化」を目指すことが示されました。

京都府では、平成27(2015)年7月に京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(平成27年京都府条例第42号)を制定し、同条例に基づく再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を実行するための「再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第2期)」においては、令和12(2030)年度までに府内の総電力需要量の36%~38%を再生可能エネルギーで賄うとともに、府内の総電力需要量に対して25%以上の再生可能エネルギーを導入することを目標に設定し、府内の省エネルギーによる電力需要量の削減と再生可能エネルギーの導入の促進を図る総合的な施策に取り組んでいます。また、「第7次エネルギー基本計画」を踏まえた目標の見直し等に向けて取組を進めています。

- 具体的には、新たな時代のエネルギー社会システムを目指し、「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」というコンセプトの下、家庭、事業者及び地域の各分野で次のとおり再生可能エネルギーの導入等の促進に取り組んでいます。

①家庭向け施策

- ・ 家庭向けには、府民の方からの再生可能エネルギーの導入に関する相談に対応し、適切な設備導入を提案することができる人材を京都府が認証する「京都再エネコンシェルジュ認証制度」を実施しています。
- ・ また、市町村と連携した太陽光発電設備と蓄電池の同時導入支援制度やPPA等の初期投資ゼロモデル³⁹による太陽光発電設備の導入促進、金融機関と連携した住宅への太陽光発電設備等の設置を支援する「スマート・エコハウス促進融資」を実施しています。

³⁷ 正式名称は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」であり、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。

³⁸ 「安全性(Safety)」を前提とした上で、「エネルギーの安定供給(Energy Security)」を第一に考え、「経済効率性(Economic Efficiency)」の向上、つまり低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に「環境への適合(Environment)」を図る我が国のエネルギー政策の基本的な考え方のこと。

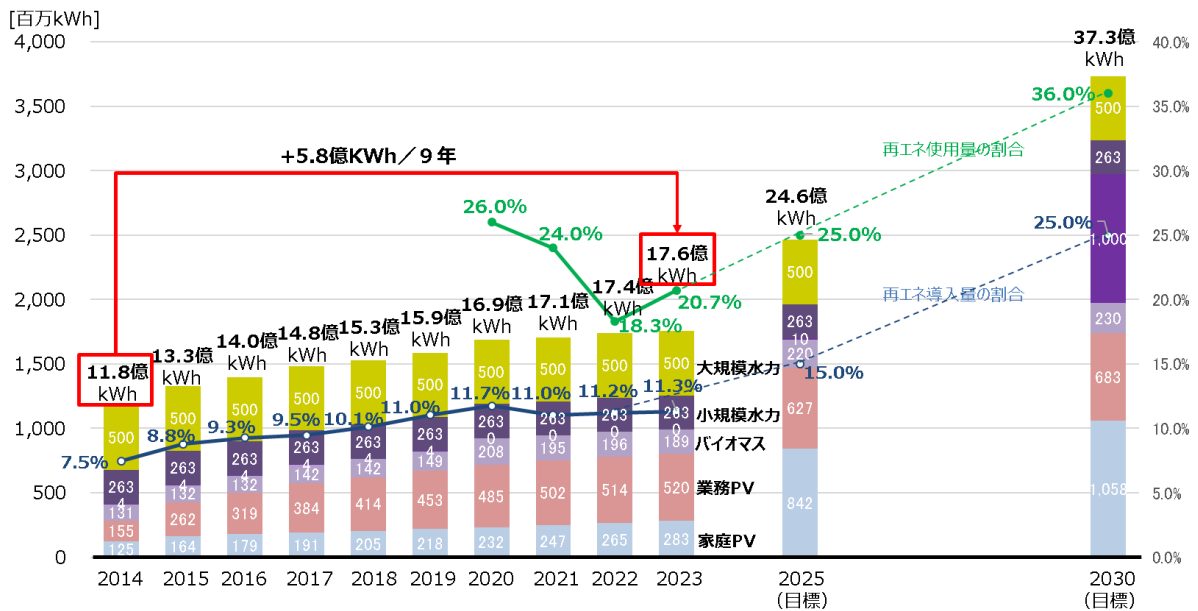
³⁹ 需要家が保有する場所を発電事業者が借りて無償で発電設備を設置し、発電した電気を需要家が購入する導入モデルのこと。

②事業者向け施策

- 事業者向けには、中小企業等による再生可能エネルギー設備と効率的利用設備の同時導入計画に関する認定制度と同認定に基づく再生可能エネルギー設備等の導入に関する支援制度（税制優遇又は補助金）を実施しています。
- また、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築・増築時に再生可能エネルギー設備の導入を義務化するとともに、設計者が建築主に対し、建築物へ導入できる再生可能エネルギー設備の最大量等の説明を行うことを義務付けています。併せて、義務付けられている再生可能エネルギー設備の導入量を超えて設備を導入する場合の支援制度（補助金）を設け、導入ポテンシャルの高い建築物の屋根への太陽光発電設備の設置を促進しています。

③地域向け施策

- 地域住民と協働して再生可能エネルギーの導入等を行うための総合調整を行う団体の登録制度（要件を満たす団体に対する支援制度（税制優遇））や、地域資源を活用した風力やバイオマス発電施設整備に対する支援制度（補助金）、発電と営農が両立する営農型太陽光発電に対する支援制度（補助金）を実施しています。



京都府内の総電力需要量に対する再生可能エネルギー発電量の推移
（目標年度・目標値は再生可能エネルギーの導入等促進プランに基づくもの）

〈 今後の施策展開における課題 〉

- 大企業ではRE100⁴⁰への参画等、再生可能エネルギー由来の電力の調達が標準化しつつありますが、再生可能エネルギーの導入や利用に対する取組が不十分な中小企業、又は府民に対しても再生可能エネルギーの導入や利用拡大を促す取組が必要です。
- 再生可能エネルギーの導入拡大は、地球温暖化対策だけでなく、電源の分散化による災害時・緊急時の地域のレジリエンス強化に資するものであり、昨今の頻発する災害への対応の観点からも、環境と共存する地域共生型の再生可能エネルギーの一層の導入拡大が必要です。
- また、再エネ設備の老朽化の問題が顕在化していく中、今後、既存の再エネ設備を長期安定的に活用していくための取組や、再エネ設備の廃棄・リサイクルの取組の推進も必要です。

⁴⁰ Renewable Energy 100 の略称で、企業が自らの事業の使用電力の100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブのこと。

- 再生可能エネルギーを活用する上で、エネルギーを大規模かつ長期間貯蔵できる水素が注目されており、今後は、再生可能エネルギーの主力電源化を支える水素社会の実現のため、府内の水素需要の拡大や府民の水素への理解の醸成の取組が必要です。

(3) 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり

- ・ 京都府では、生物多様性の保全のため、生物多様性情報の集積と利活用、府民協働による希少種保全活動、外来生物対策、国立公園の整備等を推進しています。
- ・ しかしながら、府内では絶滅のおそれのある野生生物の種数が増加する等、貴重な生物多様性が失われつつあります。
- ・ 今後、従来の生態系維持・回復対策に加え、「30by30 目標」に向けた地域における生物の多様性の増進のための活動（以下「地域生物多様性増進活動」という。）や企業による自然資本に配慮した持続可能な事業活動を支援する取組が重要であり、「きょうと生物多様性センター」を核とし、多様な主体との連携により生物多様性の保全・利活用を進めていくことが重要です。

○ 地球上には数百万種ともいわれる生物種が存在しており、そうした生物や生態系の豊かさのことを「生物多様性」といいます。私たちの暮らしは、衣食住や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恩恵によって支えられており、これらの恩恵を「生態系サービス」と呼びます。このように私たちの生活に密接に関わる生物多様性は、現在、主に人間の様々な活動により、危機的な状況にあります。

そこで、平成 4（1992）年には、生物多様性の保全等を目指す国際条約である「生物多様性条約」が締結され、それを受けて日本国内でも「生物多様性国家戦略」（平成 7（1995）年）や生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）が定められる等、様々な取組が始められました。

○ 令和 4（2022）年 12 月には、「生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）」において新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、令和 12（2030）年までのミッションとして、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられました。

そして、国内では、ネイチャーポジティブの実現のために「生物多様性国家戦略 2023－2030」（令和 5（2023）年 3 月）が策定され、令和 12（2030）年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」の達成に向けた、戦略と行動計画が示されました。

○ 府内では 13,000 種以上の野生生物が確認されており、その豊かな生物多様性は、複雑な地理的条件や多彩な生態系が様々な形で関わり合うバランスの上に成り立っています。先人たちはそうした自然から得られる恵みにより、個性豊かな京都の文化を築きながら暮らしてきました。

○ しかし、京都府においてもその貴重な生物多様性は失われつつあります。府内の絶滅のおそれのある野生生物の種の現状を取りまとめた「京都府レッドデータブック」（平成 14（2002）年作成、平成 27（2015）年改訂）に掲載されている種数は、平成 14（2002）年版では 1,595 種でしたが、平成 27（2015）年版では 1,935 種まで増加しました。この数字は府内で確認されている野生生物種（13,074 種）の約 15%に当たるものです。

原因は、開発や乱獲、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣による食害や外来生物の急増、維持管理がされなくなった里地・里山の増加、人々の「自然離れ」等、極めて多岐にわたります。

○ 生物多様性を守り、持続的に利用していくことは、私たちだけでなく、将来の世代のためにも必要です。特色ある京都の文化の礎であり賜物でもある生物多様性を守ることは、京都の魅力を高め、地域創生の潜在力を向上させることにもつながる重要な取組になります。こうした認識の下、京都府では様々な施策を進めています。

①生物多様性の保全に向けて

- ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な基本計画として、平成 30（2018）年 3 月に「京都府生物多様性地域戦略」を策定（令和 5（2023）年 10 月一部改定）し、同戦略のリーディングプロジェクトとして、生物多様性に係る情報の集積・利活用・継承を行う「きょうと生物多様性センター」の運営を令和 5（2023）年 4 月に開始しました。
- ・ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）に基づく指定希少野生生物の保全事業を府民との協働により推進しており、指定希少野生生物⁴¹33 種及び 1 種 2 地域個体群に係る保全回復事業計画を策定し、保全団体と協働してアユモドキ、ヤマトサンショウウオ、ベニバナヤマシャクヤク等の 11 種の保全に取り組んでいます。
- ・ 外来生物による生態系等への被害防止対策としては、農産物への被害が大きいアライグマ及びヌートリアに対する府市町村協議会での広域的防除や、京都市、地元住民等との協働・連携によるアルゼンチンアリ防除等を実施しています。平成 30（2018）年度には「侵入特定外来生物バスターズ」事業を開始し、ヒアリ、クビアカツヤカミキリ及びオオバナミズキンバイを対象として、侵入監視や初期防除の徹底に取り組んでいます。

②自然とのふれあいの機会の充実

- ・ 自然とふれあう場の創出や、貴重な自然環境、景観、里地・里山の保全に関する取組として、自然公園⁴²、長距離自然歩道⁴³、京都府自然環境保全地域⁴⁴等を指定し、整備や利活用を進めています。
- ・ 国定公園等の自然公園や、長距離自然歩道、自然環境保全地域において、案内板やトイレ等の整備を行い、関係市町村や地域等が展開するエコツーリズムの推進に寄与しています。
- ・ 都市公園である京都府立丹後海と星の見える丘公園においては、公園内での環境学習の取組を実施しており、年間約 7,000 人が環境学習に参加しています。

③生命を育む自然の保全と創出

- ・ 平成 28（2016）年 3 月には、芦生地域を中心とした由良川及び桂川上中流域の広大なエリアが「京都丹波高原国定公園」として新規指定されました。これは、人と自然の相互作用により生み出された景観（文化的景観）が高く評価されたものです。その発信拠点として、平成 30（2018）年 3 月に「京都丹波高原国定公園ビジターセンター」を整備し、さらに、令和 2（2020）年 3 月には公園区域の拡大が行われました。
- ・ 山陰海岸国立公園を中心とした山陰海岸地域では、多様かつ貴重な地質・地形が多く存在することから、平成 22（2010）年 10 月に「山陰海岸ジオパーク⁴⁵」としてユネスコ世界ジオパークに認定されました。現在、関係府県・市町、民間団体が構成する「山陰海岸ジオ

⁴¹ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において、保全すべき種として指定される生物種。捕獲や所持、譲渡し等が規制されるとともに、それぞれの種について、府民協働による保全回復事業を行うこととしている。

⁴² 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）により指定される公園。国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園の 3 種類がある。

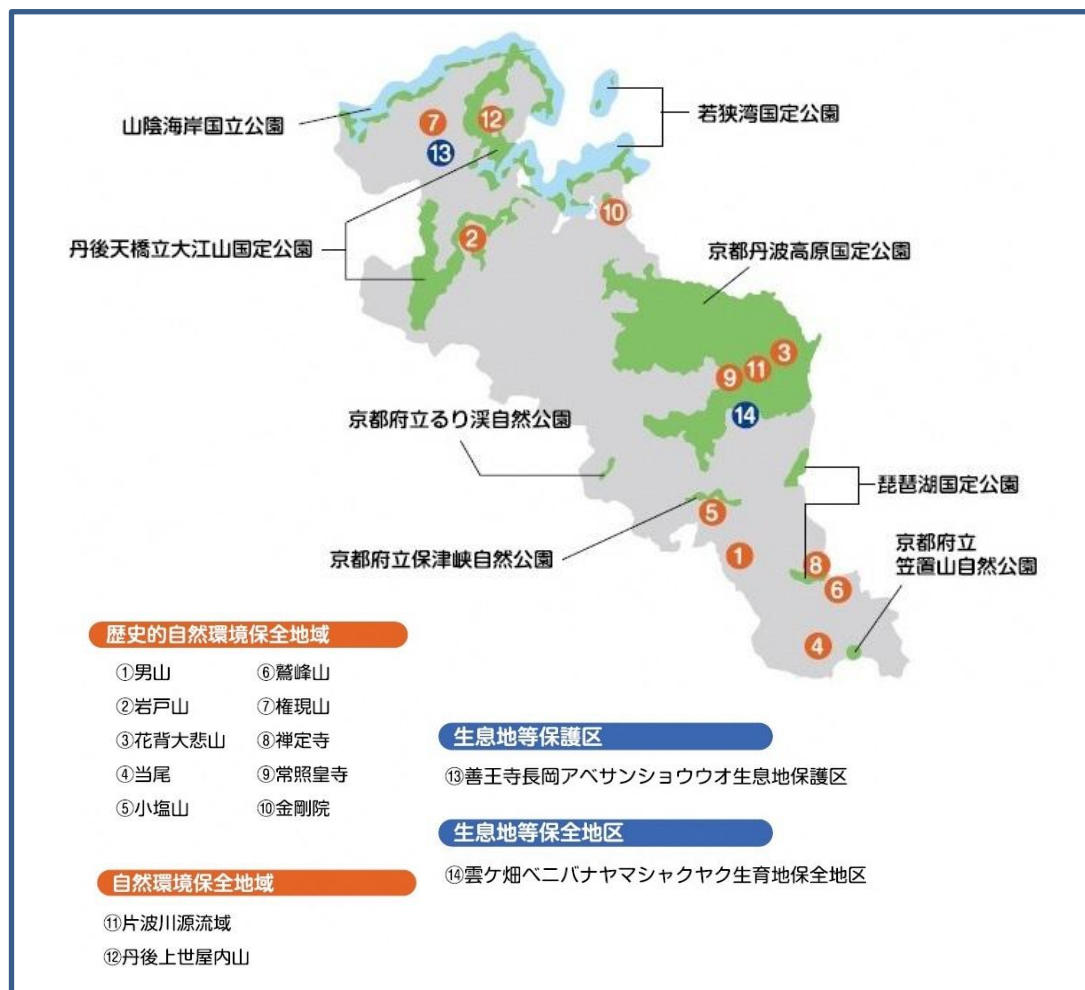
⁴³ 豊かな自然や歴史、文化にふれあうとともに、健全な心身の育成や自然保護に対する理解を深めることを目的として整備された、長距離の自然歩道。環境省が計画を定め、各都道府県が整備、管理運営する。京都府内には東海自然歩道及び近畿自然歩道が通過している。

⁴⁴ 原生的な自然として各種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を、府民の財産として未来に継承するため、京都府環境を守り育てる条例に基づいて指定する地域

⁴⁵ 科学的に貴重な、あるいは景観として美しい地形や地質を有し、これらの資源を持続的に研究、教育、観光等に活用している地域、地区

パーク推進協議会」を中心に、地質遺産の保全、地域活性化への活用等が進められており、京都府も協議会の活動への支援を行っています。

- ・ 都市部においては、ヒートアイランド現象の抑止や都市環境の改善を図るため、京都府地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物について緑化を義務付けています。平成 19（2007）年度から令和 6（2024）年度までの間に 662,327 m²（1,116 件）が緑化されました。



京都府内の自然公園・保全地域等一覧

〈 今後の施策展開における課題 〉

- これまで様々な取組を進めてきましたが、府内の生物多様性は、依然として危機的な状況にあります。また、気候変動や森林破壊等によって生態系のバランスが崩れ、人間と野生生物が接触する機会が増えたことが、様々な感染症が発生するリスクの要因といわれています。
- 生物多様性の持続可能な保全と利活用に向けて、生態系の保全、自然環境学習の機会や担い手育成の場づくり、自然資源の適正利用による里地・里山の保全やグリーンインフラ⁴⁶等の取組を推進するとともに、「30by30 目標」に向けた地域生物多様性増進活動や企業による自然資本に配慮した持続可能な事業活動を支援していくことが必要です。
- また、「きょうと生物多様性センター」を核として、多様な主体の積極的な参画と連携・協力関係を構築し、保全活動や交流を通じた地域の活性化や社会の生物多様性に対する気運の醸成を進めていくことが必要です。

⁴⁶ 第 5 章 2 (2) 参照

京都府レッドデータブックの掲載種数の推移

上段は 2015 年版、下段（ ）内は 2002 年版の掲載種数

	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	計	自然環境目録
哺乳類	2 (2)	9 (10)	6 (4)	7 (5)	3 (4)	27 (25)	52 (48)
鳥類	0 (0)	8 (8)	48 (49)	50 (45)	2 (2)	108 (104)	358 (336)
は虫類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	10 (11)	12 (12)	16 (16)
両生類	0 (0)	4 (3)	1 (2)	3 (2)	11 (12)	19 (19)	22 (22)
淡水魚類	3 (2)	12 (11)	14 (13)	6 (5)	8 (9)	43 (40)	116 (114)
昆虫類	28 (24)	82 (84)	106 (104)	68 (62)	213 (174)	497 (448)	7,083 (6,389)
クモ類	0 (0)	0 (0)	5 (6)	3 (3)	2 (0)	10 (9)	357 (303)
甲殻類及びその他の 淡水産無脊椎動物	0 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (3)	3 (1)	6 (5)	43 (19)
陸産貝類	0 (0)	4 (1)	8 (10)	16 (9)	15 (21)	43 (41)	114 (112)
淡水産貝類	5 (0)	9 (5)	5 (9)	4 (3)	2 (1)	25 (18)	51 (47)
動物 計	38 (28)	128 (123)	194 (197)	161 (138)	269 (235)	790 (721)	8,212 (7,406)
シダ植物	5 (5)	36 (27)	33 (30)	16 (13)	32 (33)	122 (108)	357 (264)
種子植物	45 (62)	222 (157)	224 (141)	182 (142)	75 (54)	748 (556)	2,420 (2,196)
コケ植物	4 (0)	44 (53)	46 (47)	36 (35)	8 (3)	138 (138)	552 (553)
車軸藻類	0	0	0	0	19	19	21
地衣類	0	0	1	22	0	23	163
菌類	3 (5)	31 (33)	7 (0)	27 (25)	27 (9)	95 (72)	1,349 (1,106)
植物・菌類 計	57 (72)	333 (270)	311 (218)	283 (215)	161 (99)	1,145 (874)	4,862 (4,119)
野生生物 計	95 (100)	461 (393)	505 (415)	444 (353)	430 (334)	1,935 (1,595)	13,074 (11,525)

【京都府レッドリスト カテゴリー】

絶滅種：京都府内ではすでに絶滅したと考えられる種

絶滅寸前種：京都府内において絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧種：京都府内において絶滅の危機が増大している種

準絶滅危惧種：京都府内において存続基盤が脆弱な種

要注目種：京都府内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種及び情報が不足している種

(4) 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり

- ・ 京都府では、循環型社会の実現に向けて、廃棄物の3Rの取組を推進しています。
- ・ 府内の廃棄物排出量は着実に減少している一方で、プラスチックごみのように一層の3Rが必要となる分野も見受けられます。
- ・ 今後は、新たな技術や仕組みの導入、ライフスタイルの見直しを通じて、プラスチックごみを始めとする廃棄物の発生抑制、再使用の2R⁴⁷の取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減された循環型社会の実現に向けた取組を加速化する必要があります。

- 令和2（2020）年3月にEUが新たな「循環経済行動計画」を打ち出し、令和4（2022）年3月には国連総会において「循環経済に関する決議」がなされる等、循環経済への移行に向けた取組は世界的な潮流となっています。また、令和5（2023）年7月にEUが自動車の再生プラスチック最低含有率の法定化等を盛り込んだELV規則案⁴⁸を示す等、国際的に再生材の利用を進める動きが顕在化しています。
- 我が国においては、令和6（2024）年8月、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を契機として、循環型社会を実現するための「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。また、同年5月には、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化事業等の高度化に係る認定制度等を定めた資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）が成立し、令和7（2025）年中に本格施行が予定されています。
- 京都府では、平成15（2003）年に「京都府循環型社会形成計画」を策定し、以降3回にわたりこれを改定し（直近は、令和4（2022）年）、循環型社会づくりを計画的に進めるため、一般廃棄物の処理を担当する市町村や産業廃棄物を排出・処理する事業者と連携して、廃棄物の発生抑制や再使用を基本とする3Rに取り組んでいます。

① 廃棄物処理対策の状況

- ・ 京都府内においては、1年間に約70万トンの一般廃棄物と約440万トンの産業廃棄物⁴⁹が排出されています（一般廃棄物は令和5（2023）年度実績、産業廃棄物は令和元（2019）年度実績。本段落において以下同じ。）。これらは、リサイクルや焼却等の減量処理を行った後、約9万トンの一般廃棄物と約11万トンの産業廃棄物として最終処分場に埋め立てられています。一般廃棄物の排出量については、府民1人当たり1日749gとなり、全国平均（851g）を下回っています。
- ・ また、産業廃棄物については、その排出抑制等を目的として、最終処分場に搬入される産業廃棄物に対する「産業廃棄物税」の導入（平成17（2005）年4月）、「産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プラン」の策定（平成18（2006）年12月）、「産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会」の設置（平成20（2008）年7月）等、継続的な取組を進め、平成23（2011）年6月には、府内の産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府及び京都市が連携し、府内企業に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの取組支援を目的に

⁴⁷ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース及びリユースを特に抜き出して「2R」とまとめて呼称しているもの。

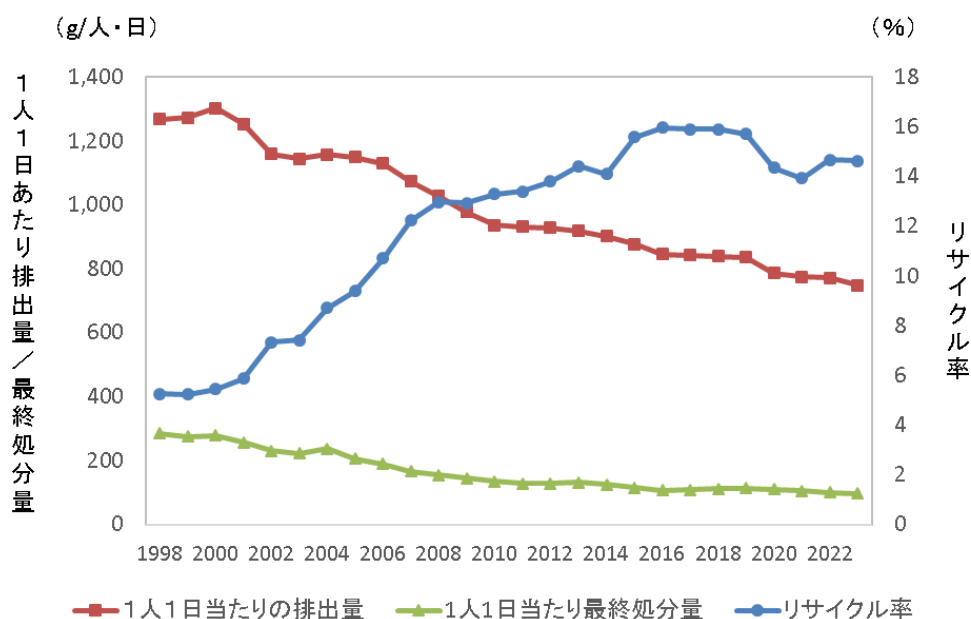
⁴⁸ 欧州連合（EU）が2023年7月に公表した、現行のELV（End of Life Vehicle）指令（廃自動車指令）等を改正する「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」。同規則案では、自動車の再生プラスチック最低含有率の法定化等が盛り込まれている。

⁴⁹ 「産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定される、事業活動に伴って排出される燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等の廃棄物のことであり、「一般廃棄物」とはそれ以外の廃棄物をいう。

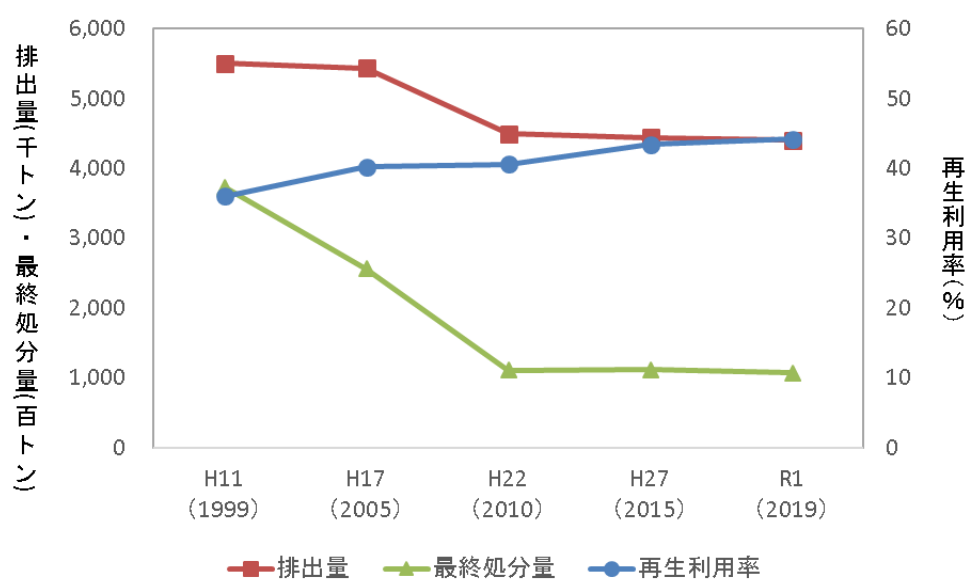
「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター」を設立（平成 24（2012）年から「一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センター」に改称）し、産業廃棄物税を活用した産業廃棄物の 3 R の総合的な支援を進めています。

- こうした取組によっても、なお埋め立てせざるを得ない廃棄物の処分先として、最終処分場の確保は避けることのできない課題であり、京都府では、本来、民間事業者が設置する産業廃棄物最終処分場を補完するため、公共関与による最終処分場の確保にも努めてきています。京都府が出資している株式会社京都環境保全公社は、最終処分場を有し、さらに収集運搬・中間処理も含めた一貫処理システムにより産業廃棄物適正処理事業を実施しており、今後の循環経済への移行を支える役割も期待されます。

また、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成 26 年京都府条例第 15 号）に基づく手続を通して、地域における合意形成が円滑に行われ、生活環境の保全を確保しています。



一般廃棄物の排出量等の推移



産業廃棄物の排出量等の推移

②不法投棄対策の推進

- ・ 不法投棄対策については、市町村、他府県、警察等の関係機関と連携し、監視パトロールを強化するとともに、京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成 14 年京都府条例第 42 号）等に基づき、不法投棄等の早期発見、早期対応による未然防止と原状回復に取り組んでいます。

③プラスチックごみの削減

- ・ 「京都府循環型社会形成計画」に基づき、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックごみの 3 R の促進及び海洋プラスチックごみ対策に取り組んでいます。
- ・ 具体的には、事業者とマイボトルの普及に関する協定の締結、府主催イベント時における給茶スポットの設置・普及活動やプラスチック対策セミナーの開催、リユース容器導入補助事業、代替プラスチック製品の技術開発補助事業等を行ってきました。

④海岸漂着物対策

- ・ 京都府北部日本海側においては日本三景の一つ「天橋立」等優れた自然景観が形成されていますが、近年、国内外からの大量の海岸漂着物による漁業への影響等が見受けられます。
- ・ 国が海岸漂着物処理推進法⁵⁰（平成 21 年法律第 82 号）を制定（平成 21（2009）年 7 月）するとともに、同法に基づく基本方針を策定（平成 22（2010）年 3 月）したことを受け、京都府では府域における海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進を目的として、平成 23（2011）年 12 月に、「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、国、市町村、府民等と連携して、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策等を講じています。

⑤食品ロスの削減

- ・ 我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、令和 4（2022）年度は約 472 万トン（推計値）の食品ロスが発生しています。その中で、令和元（2019）年 10 月に、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）が施行され、令和 2（2020）年 3 月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示され、令和 7（2025）年 3 月には、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までを対象とした第 2 次基本方針が示されました。京都府では、「京都府食品ロス削減推進計画」（令和 4（2022）年 3 月）を策定し、多様な主体と連携しながら地域の実情に応じた取組を推進しています。

また、10 月の「食品ロス削減月間」には、民間企業と連携し、府内全域で食品ロス削減に向けた啓発を行うほか、食品ロス削減等の取組を実践する事業者に対する「食べ残しゼロ推進店舗」認定事業や市町村等と連携したセミナー等の開催、企業や団体によるフードドライブ⁵¹活動の募集等の施策を進めています。

⑥災害廃棄物処理対策

- ・ 近年頻発している地震や水害等の自然災害により、多量の災害廃棄物が発生し、その処理が復旧・復興における大きな課題となっています。京都府では、これに備えるため、平成 31（2019）年 3 月に「京都府災害廃棄物処理計画」を策定しました。
- ・ 府内各市町村においても災害廃棄物処理計画の策定が進むよう、令和元（2019）年 6 月に「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」を作成し、令和 7 年 3 月時点では 26 市町村中 25 市町村が計画を策定済みです。

⁵⁰ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

⁵¹ 家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動

⑦ P C B 廃棄物の処理体制の整備

- ・ 強い毒性が問題となり、昭和 47（1972）年に製造中止となったポリ塩化ビフェニル（P C B）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）に基づく適正処理のための体制整備が進められてきました。

京都府でも、同法に基づき平成 16（2004）年 7 月「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、府内における P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、P C B 廃棄物を保管する事業者等に対し、指導を行っています。

処理の対象となる P C B 廃棄物については、当初から対象とされた変圧器、コンデンサーに加え、蛍光灯安定器も対象となることが後から判明した経緯があり、今後、それぞれの特性を踏まえた適正処理を指導していきます。

〈 今後の施策展開における課題 〉

- 資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンス等により長く利用し、循環資源をリサイクルする 3 R の取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復し、維持し、又は付加することによりその価値の最大化を目指す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現し、循環型社会を形成するために必要です。
- また、廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠であり、循環型社会を形成するための前提となるものです。引き続き、不法投棄の未然防止や P C B 廃棄物の早期処理等に向けた対応が必要です。また、災害時の備えとして、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するための体制の確保も求められます。

(5) 府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進

- ・ 京都府では、府民生活の安心・安全を守るため、大気や水質等の環境モニタリングを実施するとともに、発生源への指導監督等により環境リスクの管理に取り組んでいます。
- ・ これまでの取組の結果、大気や水質等の環境基準は一定達成している状況にあります。
- ・ 今後も、環境リスクを適切に管理していくため、アスベスト等環境リスクの高い有害物質の対策を強化するとともに、環境モニタリングを着実に実施し府民に情報提供していくことが必要です。

- 我が国では、高度経済成長期における産業の重化学工業化等に伴う環境負荷の増大により、大気汚染や水質汚濁等の産業型公害が全国的に拡大、深刻化し、国による法整備等が進められました。京都府においても、この間、淀川水系河川の水質汚濁等の問題があり、体制の整備や条例の制定等、公害行政を積極的に行ってきました。
- このような法整備等に加え、環境技術の進展等により産業型公害は減少しましたが、生活を便利にするため、多種多様な物を大量に生産し、消費し、廃棄する社会経済活動やライフスタイルの広がりにより、ダイオキシン類⁵²等の新しい有害化学物質による環境汚染が問題となり、京都府においても環境モニタリングや発生源対策を行ってきました。
- その中で、有機フッ素化合物（PFAS⁵³）の一部については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」で廃絶対象となり、我が国においても化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）で製造・輸入等が禁止となりました。PFASについては、内閣府食品安全委員会のリスク評価を受け、一部の物質が水道法の水質基準項目に位置付けられる等の動きがある一方、PFASに係る科学的知見が十分でないため、引き続き国の専門家会議等が知見を収集し、総合的な対応が検討されているところです。
- また、アスベストを含む建築材料を使用している建築物の解体件数は、国土交通省の推計によれば今後増加し、令和10（2028）年頃にピークを迎えるとされています。そのため、解体に伴うアスベスト飛散防止対策の更なる強化を進めています。
- 大気汚染、公共用水域や地下水等の水質汚濁及び土壌汚染を防止し、また、有害化学物質による環境汚染を防止することにより、府民の健康と生活環境を守るための施策は、環境行政の出発点であり、今後も揺るぎなく着実に取り組んでいく必要があります。

⁵² ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）では、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をダイオキシン類と定義している。塩素の数や付く位置によりPCDFは135種類、PCDDは75種類、コプラナーPCBは12種類と多くの異性体があり、毒性の強さはそれぞれ異なっている。主に廃棄物の焼却等で塩素を含む物質が不完全燃焼することにより非意図的に生成され、環境中に放出される。食物連鎖を通してプランクトンや魚介類に取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。

⁵³ 主に炭素とフッ素からなる化学物質で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物のことを指し、1万種類以上の物質があるとされている。その中にははっ水・はっ油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、溶剤、界面活性剤、繊維・革・紙・プラスチック等の表面処理剤、イオン交換膜、潤滑剤、泡消火薬剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されている。PFASの1種であるPFOS、PFOA及びPFHxSは、それぞれ平成22（2010）年、令和3（2021）年、令和6（2024）年に化審法により製造・輸入等が原則禁止された。

①環境モニタリングの状況

- ・ 京都府内の大気環境は、PM_{2.5}、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素について全てのモニタリング局で環境基準⁵⁴を達成できていますが、光化学オキシダント⁵⁵は全国の状況と同じく環境基準を達成していません。なお、健康被害が生じるおそれがあるときに発令する光化学スモッグ注意報の発令日数は、平成24（2012）年度以降年間0～3日で推移しています。
- ・ 公共用水域の水質は、環境基準をほぼ達成していますが、日本海側の閉鎖性水域については、COD⁵⁶、全窒素及び全燐の環境基準が達成できていない状態が続いています。京都府北部の阿蘇海については、地域住民や関係団体・自治体等の協働により、「里海」の考え方を取り入れた総合的な取組が進められています。また、府民参加型の水質調査として、身近な河川の生態系を調査することで水辺環境への関心を高め、主体的な環境保全の取組を広げる「身近な川の生物調査」を実施しており、府民参加の輪が広がっています。

②有害化学物質に関する発生源監視

- ・ ダイオキシン類等の有害化学物質に関する環境リスク事案は、新たな汚染防止のためにも、引き続き発生源監視等の対策が必要です。
- ・ 建築物等の解体等工事において適切な事前調査が行われるよう指導を強化する等、アスベストの環境中への飛散防止対策が必要です。

② 感覚公害の多様化への対応

- ・ 騒音・振動・悪臭といったいわゆる感覚公害については、事業活動に起因するものから日常生活に起因するものまで多岐にわたるとともに、社会情勢の変化に応じて新たな課題も発生していることから、引き続き市町村等と連携した十分な対応が必要です。

④戦略的環境アセスメント制度の導入

- ・ 平成25（2013）年12月に「戦略的環境アセスメント制度⁵⁷」を導入し、事業の早期段階から地域住民の意見を取り入れるとともに、適正な環境配慮を求めています。しかし、近年においても、地域への十分な配慮がなされずに開発が計画されて社会問題となる事案は発生しており、引き続き事業者の環境配慮を促し、地域との調和を確保することが求められています。

⁵⁴ 環境基本法（平成5年法律第91号）で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定されており、大気、水質、土壌及び騒音について、公害防止に関する各種の施策を実施するに当たり、その行政上の目標として定められたもの（人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするもの）をいう。

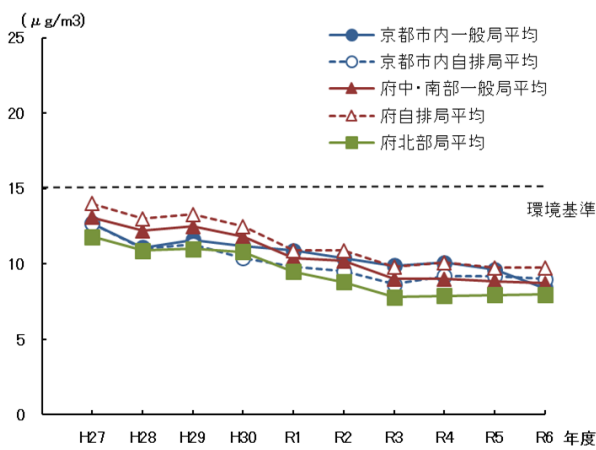
⁵⁵ 工場や自動車等から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質から太陽光線の照射を受けて生成（光化学反応）されるオゾン等の二次汚染物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼や喉への刺激や呼吸器系への影響を及ぼす。

⁵⁶ Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物等を化学的に酸化するために必要な酸素の量。値が大きいほど汚濁の程度が大きいことを示す。

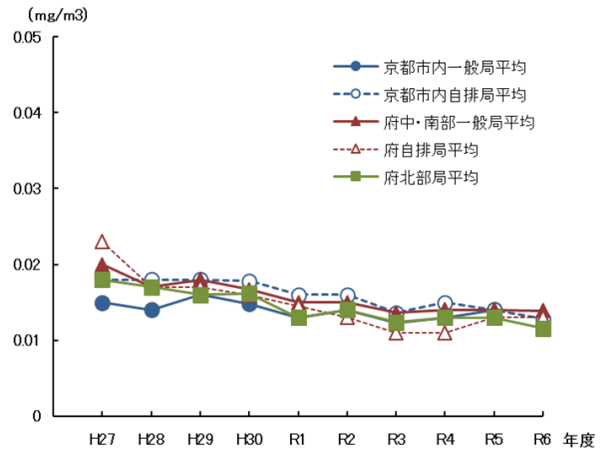
⁵⁷ 土地の形状変更や工作物の新設等といった事業の実施前に、事業者が事業による環境影響を調査、予測及び評価し、環境保全対策を検討するとともに、その過程を公開して住民や自治体から意見を聴くこと等を通じて、環境保全上より望ましい配慮が事業者自らにおいてなされることを目的とした制度を「環境影響評価制度（環境アセスメント制度）」という。また、事業の実施を前提とした段階で行われる従来の環境アセスメント制度に対して、より早期の事業計画段階等において環境配慮を組み込むための制度を「戦略的環境アセスメント制度」という。

〈 今後の施策展開における課題 〉

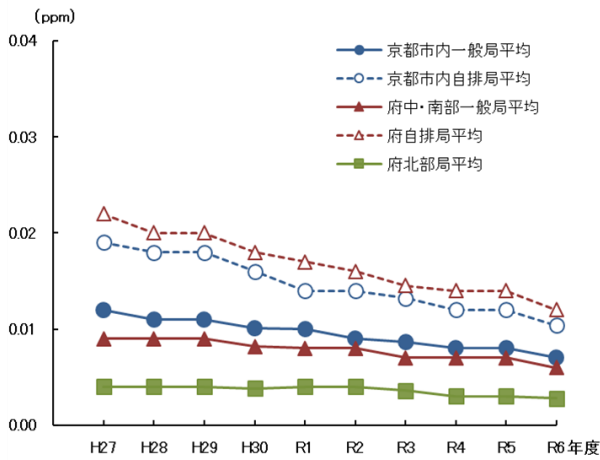
- 環境リスクを管理し、府民の安心・安全を支えるため、引き続き、工場・事業所へ計画的な立入検査を実施する等、発生源に対する指導監督を行うとともに、今後増加する解体工事を見据えたアスベスト飛散防止対策の強化等、環境リスクの高い有害物質による環境影響の回避・低減を図ること、また、環境モニタリング（PFAS等の未規制物質を含む。）の適切な実施やその結果を府民に分かりやすく発信していくことが必要です。
- 一部の地域で局地的に比較的高濃度のPFOS及びPFOAが検出される等、関心が高まっているPFASを始めとして、健康影響等に係る科学的知見が十分でない物質等についての最新の知見を分かりやすく発信していくことが必要です。



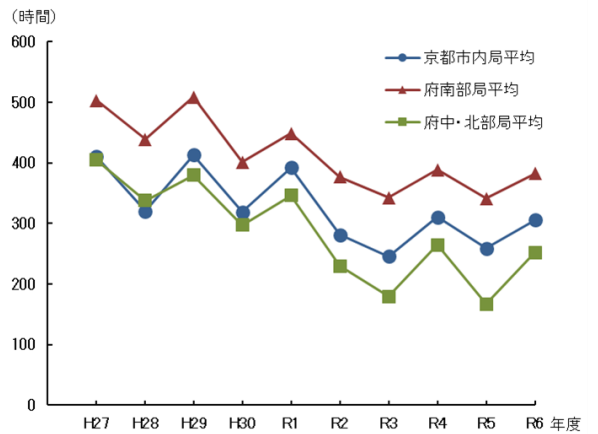
微小粒子状物質(PM2.5)年平均値の経年変化



浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

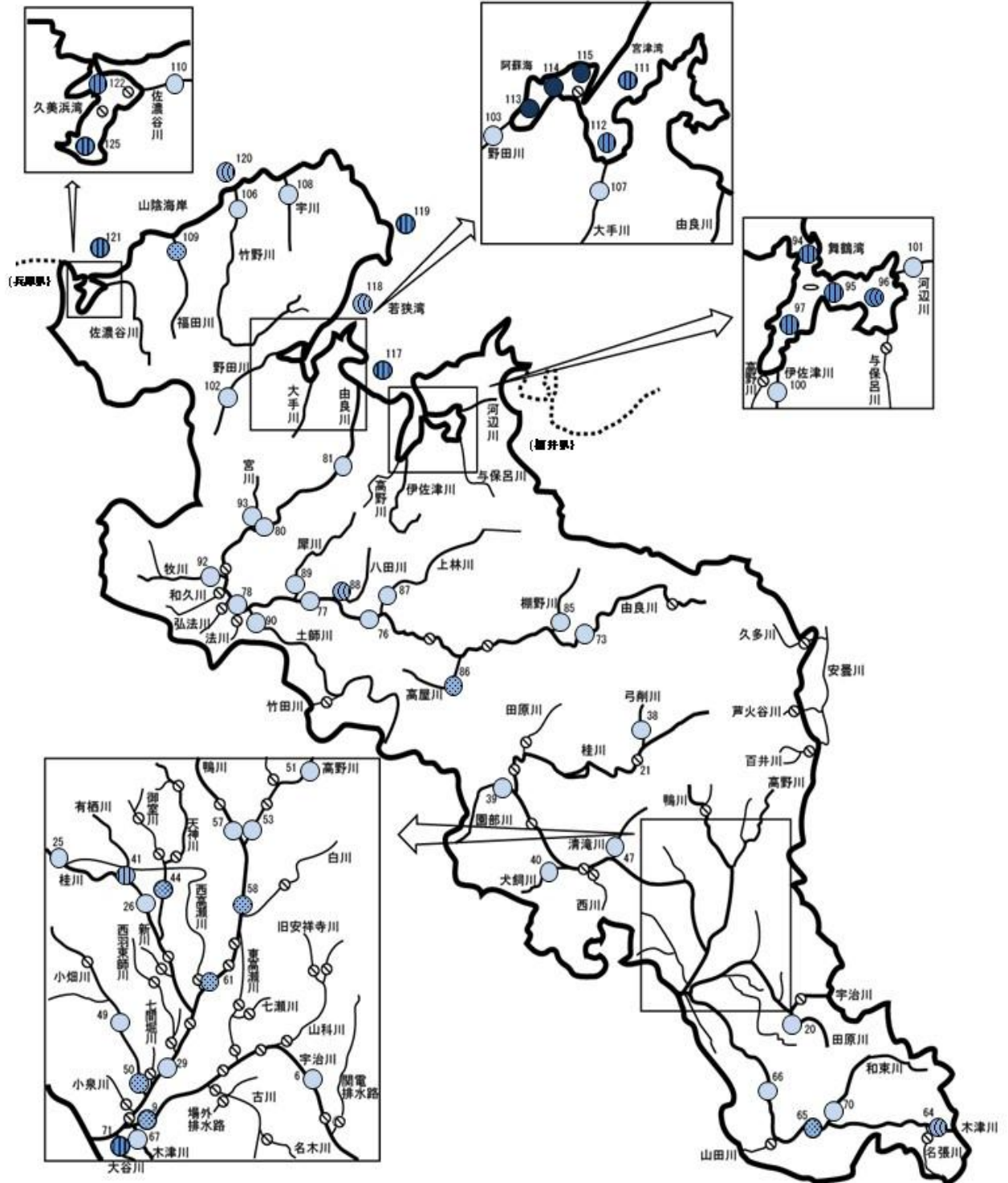


二酸化窒素年平均値の経年変化



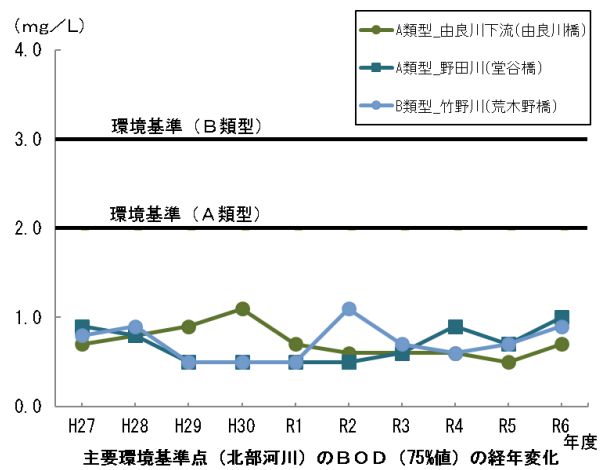
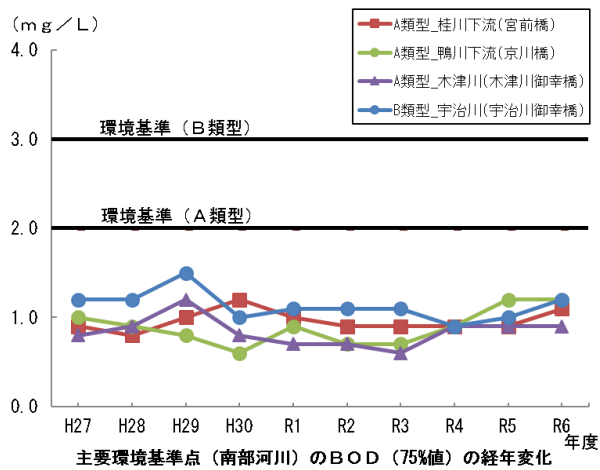
光化学オキシダント環境基準(0.06ppm)超過時間数の経年変化

大気環境モニタリングの状況



凡例	○測定地点(◎環境基準点以外) * 地図上の数値は地点番号	
	河川(BOD)又は海域(COD)の75%水質値(mg/L) (75%水質値:BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値)	
		<p><河川環境基準値></p> <p>AA類型(1以下): 自然標榜等の環境保全に必要とされる限度</p> <p>A類型(2以下): ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に通ずる限度</p> <p>B類型(3以下): サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に通ずる限度</p> <p>C類型(5以下): コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に通ずる限度</p> <p>D類型(8以下): 農業用水に利用する限度</p> <p>E類型(10以下): 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度</p>
		<p><海域環境基準値></p> <p>A類型(2以下): 自然標榜等の環境保全に必要とされる限度</p> <p>マダライ、ブリ、ワカサギ等の生息に通ずる限度</p> <p>B類型(3以下): ポラ、ノリ等の生息に通ずる限度</p> <p>C類型(8以下): 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度</p>

令和6(2024)年度水質環境モニタリングの状況



主要環境基準点のBOD⁵⁸の経年変化（左：南部河川、右：北部河川）

⁵⁸ Biochemical Oxygen Demand の略。微生物が水中の汚濁質を分解するために必要とする酸素の量。値が大きいほど汚濁の程度が大きいことを示す。

第3章 京都府の将来像

京都府の将来像（令和32（2050）年頃）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都府には、面積の4分の3を占める森林を始め海や川、里地・里山等の豊かな自然があります。また、府内には13,000種以上の野生生物が確認されており、その豊かな生物多様性は、複雑な地理的条件や多彩な生態系が様々な形で関わり合うバランスの上に成り立っています。京都府では、長い歴史の中で、こうした自然の恵みと生活の営みの深いつながりが醸成され、地域の特性を活かした食文化、行催事等に見られるように、府内各地で個性豊かな地域文化をはぐくんできました。また、第2章でも示した、時代の変化に応じて文化や産業等新たな価値を生み出す強靱さやチャレンジ精神、学術研究機関の集積等を背景としたまちづくりを支える協働の力等、京都府が持つ豊かな「力（ポテンシャル）」を受け継いできています。

京都の伝統・文化・産業や人々の暮らしの礎であり魅力の源泉となってきた豊かな自然資本といった京都ならではの「力（ポテンシャル）」等、京都ではぐくまれてきた「豊かさ」を将来へ引き継いでいくことは私たちの使命です。

一方、地球温暖化に起因する気候変動の進行は、異常気象による自然災害、農林水産業や自然生態系への影響、生命に危険を及ぼす熱中症の増加等、私たちの暮らしに様々な望ましくない影響をもたらしています。また、少子高齢化や本格的な人口減少の進展により、地域コミュニティの弱体化や地域産業力の低下、地域を支える担い手不足が懸念されています。

環境分野においては、第2章で示したとおり、気候変動影響の危機的状況や国内外の情勢を踏まえ、

- ・温室効果ガス排出量実質ゼロ（脱炭素）に向けた温室効果ガスの一層の排出抑制や再生可能エネルギーの最大限の導入等の緩和策の推進、気候変動影響への適応策の充実
- ・健全な資源循環の推進に加え、災害廃棄物処理を含む適正処理体制の確保
- ・人間活動による環境負荷低減の維持や環境リスクの一層の低減
- ・豊かな自然との共生を基本とした自然環境の保全や適正利用等の推進及び生物多様性の保全等、環境への負荷を可能な限り低減し、自然と調和した新たなライフスタイルや社会の仕組みへの転換が重要な課題となっています。

このような難しい課題を解決していくためには、世代、組織、地域等を超えたあらゆる主体が、環境問題を「自分ごと」として捉え、力を結集し、府民一人一人、あるいは個々の事業者が行動を開始することが必要です。

環境を保全するために必要なことは、経済や社会全体で「がまん」することではなく、環境に優しい消費行動や交通手段の選択が一般化し、個人や企業の環境行動を当たり前のものとする 것입니다。例えば、地域の自然資源を活用して再生可能エネルギーを増産し、それを地域内で消費する「地産地消型」のエネルギーシステムを構築することで、外部への資金流出を防ぎ、地域経済の活性化につなげることができます。太陽光、風力、中小水力、バイオマス等の分散型電源の導入は、地域のエネルギー自立を促進するとともに、設備の設置・運用・保守等を通じて新たな雇用を創出し、地域の持続可能な発展に寄与します。

こうした行動や取組は、環境を保全することにとどまらず、府民の健康水準や生活の質を高めるとともに、事業者の企業競争力を高めることにもつながります。さらには、地域における災害への対応力を大幅に高め、より魅力ある安心・安全な地域づくりにつながる社会の仕組みを構築し、環境・経済・社会の好循環を生み出していきます。環境・経済・社会の好循環を促すことで、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を向上させ、持続可能な社会の構築を加速させていきます。

京都府では、多くの資金や資源の投入によって形成される首都圏の「豊かさ」とは本質的に異なり、京都の自然・文化・歴史に根ざした京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源が存在していることを強みとして捉えています。これらを最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、はぐくみ続けていく持続可能な社会の構築を目指します。

このような考え方にに基づき、京都府では、長期的な視点に立って、21世紀半ば（令和32（2050）年頃）の京都府社会が目指す将来像（長期目標）を上記のとおり掲げ、本計画を推進します。

※京都府のウェルビーイング

本計画では、ウェルビーイングを「府民が幸せを実感できる状態」の意味で用いる。具体的には、府民が身体的、精神的、社会的に満たされ、多様な価値観に応じた“幸せ”を実感できる状態を表し、これには、環境保全の取組を通じてその状態を高めていくことも含まれる（以下「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」とする。）。

第4章 計画の基本となる考え方

第4章では、第3章に掲げる将来像の実現に向けた施策展開の基本となる考え方を示します。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals の略）のウェディングケーキモデル⁵⁹にも象徴されるように、経済・社会活動は、環境という基盤の上に成立し、環境保全と経済・社会の発展のどちらか一方を追い求めるのではなく、双方の充実や発展を図ることが、社会全体の好循環につながります。

京都府では、第3章でも記載したとおり、環境・経済・社会の好循環を生み出し、さらにその循環を促進することで、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を向上させ、脱炭素で持続可能な社会を目指していきます。

この目指すべき社会の実現に向けては、次の3つの視点を根幹として、施策を展開していきます。

○環境価値の創出

～スタートアップ等、将来性のある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による安心・安全で快適な暮らしの実現～

脱炭素テクノロジー分野で世界的な技術や競争力を有する企業が集積していることや、「大学のまち・京都」ならではの「知の集積」を活かし、京都発の将来性のあるスタートアップ企業等の集積や、脱炭素テクノロジーの実装を推進していきます。また、エネルギーの地産地消等の地域における産業振興等を通じ、長期的な視点での経済成長や先進技術の発展を図っていきます。

DX技術の活用や行動科学の知見に基づくナッジ理論⁶⁰の活用により、脱炭素なライフスタイルへの自発的な変革を促し、企業や府民等が自然に取り組むことができる脱炭素行動変容を推進していきます。

これらの取組により生み出される科学技術・イノベーション等により、安心・安全で快適な暮らしを実現し、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる社会を実現していきます。

○京都ならではの豊かさ

～京都ならではの豊かさ（自然資本、人的資本、歴史・伝統・文化）の活用と保全～

府内のそれぞれの地域では、人口減少、少子高齢化等に起因する課題が顕在化している一方、多様な自然資本、大学生等の多様な人材やコミュニティといった人的資本、これまで京都の長い歴史の中で生き抜いてきた優れた技術等を有する府内企業や地域に根付く歴史・伝統・文化等、京都ならではの豊かさを有しています。

地域の多様性の源泉となるそれぞれの地域が持つ豊かさの維持・質の向上を図るとともに、それぞれの地域間の連携も図りながら、持続可能な形で最大限に活用することで、ネイチャーポジティブ等の環境保全・創造や地域振興の促進等の施策を展開していきます。

さらに、自然資本の充実により良好な環境を創出して持続可能な形で活用する等、京都ならではの豊かさを充実させることで、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を最大限引き上げ、魅力ある地域づくりを進めていきます。

⁵⁹ SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標を「生物圏」・「社会圏」・「経済圏」の3層に分類し、それらの相互関係を示した構造モデル

⁶⁰ 経済的なインセンティブを大きく変えたり、罰則・ルールで行動を強制したりすることなく、行動科学に基づいた小さなきっかけで人々の意思決定に影響を与え、行動変容を促す手法・戦略

○協働

～府民や企業と府外の関係者一人一人の個性を活かし、連携し、自ら行動していく地域社会の実現～

環境施策の展開に当たっては、行政だけでなく、事業者や民間団体、府民等の社会を構成するあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、環境負荷を可能な限り低減していくことを目指す必要があります。一方、環境問題に対する課題意識は、個人差があるという状況を認識し、それぞれの立場に応じた環境保全を通じてそれぞれの「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」が向上するよう、きめ細やかな支援策等を展開していくことで、自分ごととして行動していく地域社会の実現を図っていきます。

また、多様な環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するには、国や自治体、事業者や地域の団体、NPO、学術研究機関等、多様な主体が連携・協働していくことが不可欠です。

「学生のまち・京都」の強みである大学生等の若者や、京都を応援する府外にいる関係者（旅行者や京都府出身者等）等、多様な人材を包摂的に巻き込み、連携・協働の輪を広げ、関係者の「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上を図っていくことで、人口減少・少子高齢化社会に直面する京都府の課題解決も併せて実現していきます。

本計画に掲げる施策の着実な実施、とりわけ第5章に掲げる分野横断的施策の実施には、「京都府地球温暖化防止活動推進センター⁶¹」、「京都気候変動適応センター」及び「きょうと生物多様性センター」といった各分野の専門的知識を有する団体が連携し、一体となった中間支援組織が府民や市町村等の活動をサポートする体制づくり、産業部門においてオール京都で創設された「一般社団法人京都知恵産業創造の森」等による産学公連携ネットワークづくり等、多様な主体間のパートナーシップの強化が不可欠です。

「京都議定書誕生の地」である京都府で、COP3をきっかけに培われてきたパートナーシップや中間支援組織の存在は「京都の宝」といえます。これらを未来への財産として引き継いでいくためにも、京都府は、コーディネート機能を発揮し、より一層の充実・活性化を図るとともに、それぞれが持つ知見や発信力等を活かしながら、施策を展開していきます。

環境問題には、我々一人一人が取り組む必要がありますが、多岐にわたる問題に的確に対応していくには、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが不可欠です。

このような人材には、強い意欲、探究心、コミュニケーション能力、リーダーシップ等の資質が求められることから、専門的・実践的な学習に加え、参加・体験型の学習機会の提供が重要です。

環境教育等促進法では、学校教育における環境教育の充実、環境教育教材の開発等の環境教育等の基盤強化、体験的に学ぶことができる機会の促進、多様な主体による協働取組の推進等が求められています。

京都府では、府内の教育機関や環境団体、企業等の多様な主体と連携し、参加・体験型の普及啓発イベントの開催、自然環境の体験・フィールドワーク、子どもを中心とした環境学習等、小学校、中学校、高校、大学といった子ども、若者たちの学びの段階に応じた環境教育の推進により、人材育成につながる施策を積極的に展開していきます。

このような府外関係者も含めた様々な主体による協働により、地域やコミュニティの成長や互いの信頼関係の構築や共通理解といった協働プロセスから生み出される「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上を図っていきます。

⁶¹ 京都議定書の採択を受けて制定された地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、平成15（2003）年10月に、府域における地球温暖化対策推進の中核的支援組織として知事が指定。啓発・広報活動、民間団体の支援、相談・助言活動、調査活動等を実施している。

第5章 分野横断的施策の展開方向

第5章では、第3章に掲げる京都府の将来像を実現するため、第4章の計画の基本となる考え方を踏まえ、環境分野だけでなく、経済・社会の好循環を実現し、複数分野の課題を統合的に解決していくこと（マルチベネフィット）を目指し、おおむね令和22（2040）年までを目途とした分野横断的な施策の展開方向を提示します。なお、次の5つの展開方向は、相互に重なり合う部分があり、また、第6章の環境課題の分野ごとの取組と併せて推進する内容となっています。

1 GXによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上の実現

施策の展開方向

グリーントランスフォーメーション（GX）による産業振興を図るとともに、府内企業が連携し、脱炭素経営が評価される仕組みづくりやESG投資の推進による地域経済活性化、府民の脱炭素行動変容を促すことにより、府民の生活の質の向上（これによる、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上）を図りながら環境負荷の低減と経済の好循環を生み出す長期的な視点に立った取組を展開していきます。

(1) 環境配慮型ビジネスへの評価向上とGX⁶²による産業振興

環境に配慮した企業経営や環境配慮商品を選択するといった脱炭素行動への誘導策の推進が「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる府民意識の醸成を促し、脱炭素関連スタートアップ等の新たな産業創出を軸にした長期的な成長戦略へと結びつけます。具体的には、地域の再生可能エネルギー資源の活用等による新たな価値創出（GX）や伝統産業との融合による府内企業の価値向上を図るとともに、循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を推進します。

(2) 京都府独自のネットワークを活用した気候変動影響への適応ビジネスやサービス等の創出・促進

中小企業への脱炭素化支援融資において協働している金融機関に、府内に多数存在する大学を加えた産学公金連携により、気候変動に適応するための製品やサービスを展開する適応ビジネスを育成するとともに、府民や企業等による適応に関する取組の促進を図ります。

(3) 企業と連携したSDGs経営・ESG投資の促進

地域にネットワークを有する金融機関と連携し、府内中小企業による環境に配慮した取組やSDGsを取り込んだ経営を支援するとともに、地域の持続可能性の向上や地域循環共生圏の創出に資するESG投資を促し、企業・金融機関等多様な主体が参画して、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設を図ります。

(4) 農林水産業の推進

気候変動に適応するスマート農林水産業⁶³を促進するとともに、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減や、CO₂、メタン等の温室効果ガス排出量の削減に資する栽培技術の普及、耕畜連携による畜産堆肥と飼料作物等の地域資源の循環利用といった環境保全型農業⁶⁴を

⁶² Green Transformation の略語。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。

⁶³ ロボット、AI、IoT等、先端技術を活用する農林水産業のこと。

⁶⁴ 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学

積極的に推進することにより、里地・里山等、生態系ネットワーク形成を推進します。

農業用プラスチック類等の廃棄物の排出を削減する取組を進め、環境保全や生態系との調和等に配慮した環境に優しい農林水産業を推進します。

学校給食での地元食材の活用や「京都府産木材認証制度」の普及拡大に努めることを通じて、地域活性化につながる農林水産物や木材等の地産地消を促進します。

森林管理に必要な財源を確保するため、森林由来のJ-クレジット⁶⁵の活用を促進し、適正に管理された森林の増加を図るとともに、地域振興につながるブルーカーボン⁶⁶やその他の吸収源に関する取組を推進します。

肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

⁶⁵ 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、平成 25 (2013) 年度から国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。削減・吸収活動は、プロジェクト単位で制度に登録され、クレジット認証される。本制度により、中小企業・自治体等の省エネルギー・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。

⁶⁶ 沿岸・海洋生態系が光合成によりCO₂を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。平成 21 (2009) 年に公表された国連環境計画 (UNEP) の報告書「Blue Carbon」において紹介され、吸収源対策の新しい選択肢として世界的に注目が集まるようになった。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場 (海草・海藻) や塩性湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれている。

2 安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現

施策の展開方向

「京都気候変動適応センター」の研究結果等を熱中症対策や様々な分野の事前予測や予防措置に活用するとともに、環境と調和のとれた持続可能なグリーンインフラ等を活用した地域の防災・減災力の強化や、再生可能エネルギー等の自立電源の災害時における地域開放体制の構築等、環境保全と防災機能の向上を同時に図り、府民の安心・安全の実感（これによる「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上）につながる取組を展開していきます。

(1) 京都府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進

気候変動影響に係る情報収集及び調査・研究結果を共有することにより、人の命と環境を守るための基盤整備を図り、防災、健康、自然生態系、農林水産業等の各分野の取組に活用します。

また、南北に長い京都府の特性（特産物等に加え、景観や伝統文化等の非市場的価値を有する京都の豊かさ）に配慮した気候変動適応策を推進するとともに、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の整備・運用や熱中症対策の取組等、市町村と連携した気候変動適応策を推進します。

(2) 持続可能なグリーンインフラを活用した安心・安全な地域社会の形成

自然環境が有する多様な生態系サービス（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、土砂流出防止等）を積極的に活用する「グリーンインフラ」の取組を、環境と調和のとれた持続可能なものとして推進し、地域における防災・減災や地域振興、生活環境の質の向上に貢献し、府民が安心・安全を実感できる地域づくりを進めます。

また、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくため、森林の整備・保全に係る取組を推進し、適切に管理され、循環利用される森林を拡大します。

(3) 災害に強い自立分散型エネルギーシステムの活用体制の構築

再生可能エネルギー、蓄電池、電気自動車（EV）等の導入を促進するとともに、非常時に発電・蓄電した電力を府民へ開放する仕組みの構築等に取り組みます。

また、水素燃料電池やガスコージェネレーションシステムの導入、需要側も含むエネルギーマネジメントの高度化等を促進し、温室効果ガスの削減と同時に、災害時のエネルギー確保を推進します。

(4) 災害から立ち直る力の強化

市町村の災害廃棄物処理計画の策定・改定を支援するとともに、定期的な訓練・研修等を実施することで、地域における被災対応能力の向上を図り、府民の生活基盤再建につなげます。

3 京都ならではの豊かな自然資本を始めとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進

施策の展開方向

京都ならではの生物多様性保全の活動を通じた地域ネットワークの構築や、豊かな自然資本を守り活かす事業活動の実践によるネイチャーポジティブの実現等、人的資本、社会関係資本、自然資本等（地域資源）を持続可能な形で利用し、活力ある地域づくりに資する取組を展開していきます。

(1) 多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域活性化と「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の同時実現

府民や事業者、府外の関係者（関係人口・交流人口）等、多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域社会の活性化や、京都の伝統・文化・産業や人々の暮らしの礎であり京都の魅力の源泉となってきた豊かな自然環境を享受することによる「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上を目指します。

(2) 豊かな自然や資源を育む森の保全と利活用による地域振興

京都の文化を支えてきた森が育む豊かな自然環境を守り育てることにより、生態系の健全性の回復を図ります。山陰海岸ジオパークや自然公園等をめぐるガイドツアー、トレイル等の取組を通じて、自然豊かな環境を活用した地域振興を推進し、自然豊かな森と親しみ、共に暮らす場所づくりや、自然体験の充実等による森林の利活用を進めます。また、府民ぐるみで森林を守り育み、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、京都モデルフォレスト運動等により、地域の特色を生かしながら里山の整備や木材の利用等、人と森をつなぐ取組を推進します。

(3) 京都発の技術やイノベーション創出による産業振興と環境に配慮したまちづくりの推進

脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業等の集積や、次世代型太陽電池、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）といった技術のまちづくりへの導入促進等により、京都発の先進技術やイノベーション創出による産業振興を推進します。

また、次世代型の交通・社会インフラ整備を図る等、環境に配慮しながら暮らしの利便性の向上や地域の活性化を目指す「スマートシティ⁶⁷」の実現に取り組みます。

(4) 交流人口や関係人口を巻き込んだ魅力的な地域づくりの推進

観光客等の交流人口や府外在住の京都府出身者等、京都府ゆかりの人々（関係人口）に、京都ならではの地域資源の魅力を実感していただくことにより、環境保全活動等の担い手の確保を図ります。

⁶⁷ 都市の抱える諸課題に対して、ICT等の技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区のこと。

4 「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながる持続可能なライフスタイルへの転換

施策の展開方向

ナッジ理論の活用やインセンティブ付与等、様々な手法を用いて、府民や事業者の環境保全に対する関心や、属性（年齢や居住地）その他の特性に合わせて、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながるライフスタイルへの転換を促す取組を展開していきます。

(1) 脱炭素行動変容と生活の質の向上

高機能・高効率機器への買換えを促進し、省エネルギーを推進すると同時に、ランニングコストの低減や健康、快適性の向上を図ります。

また、インターネット販売（EC）等の利用拡大による宅配便の増加が見込まれるため、オープン型宅配ボックスの効果的な活用、職場における受取等、受取方法の更なる多様化を促進し、物流の2030年問題対策やCO₂排出削減につながる再配達防止の取組を促進します。

公共交通や自転車、徒歩による移動等、移動手段のエコ化に伴うCO₂排出削減量を可視化し、健康増進やポイント受領等といったインセンティブ付与により、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながる取組を推進します。

(2) 脱炭素で健康かつ快適な住まいの普及

健康で快適な高い生活の質を実感できるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及、既存住宅の断熱窓への交換や断熱改修による省エネルギー化及び再生可能エネルギー設備設置を促進します。

(3) 環境に優しい消費行動の標準化

府民の脱炭素意識の向上を図ることで、地産地消の促進や食品ロス削減のための行動等、環境に優しい消費行動が「あたりまえ」になる社会を推進します。エコラベル制度等の周知により、環境行動を促進することで、府民の充実感や幸福感を高め、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を向上させることにより、環境への負荷の少ない物品やサービス（環境配慮商品）の利用・購入を促進します。

(4) 行動変容の促進

国のデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進やナッジ理論を始めとする行動科学の知見の活用等により、府民が日常生活の中で環境に配慮した行動を自然に選べる仕組みづくりを進め、自発的な脱炭素行動変容を促進します。

さらに、中間支援組織等と連携し、省エネルギー・再生可能エネルギーの取組支援や、経済性・快適性等のメリットの情報発信に加え、エネルギー使用量の「見える化」や行動変容を支援するデジタルツールの導入等、複数の手段を通じて府民の意識醸成と行動変容を後押しし、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながるライフスタイルへの転換を促していきます。

5 持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進

施策の展開方向

地球温暖化防止や生物多様性保全等、地球環境保全につながる活動を行う団体や環境ボランティア、「大学・学生のまち京都」の強みである多くの優秀な研究者や大学生等と連携し、世代や地域等に応じた幅広い環境教育を展開するとともに、京都府が連携の起点となって市町村の実情に応じた支援や協働の場づくりを進め、「オール京都」体制で環境問題を自分ごととして捉え、京都府の豊かな環境を未来に引き継ぐ取組を展開していきます。

(1) 子どもたちへのきめ細かい環境教育

「京都府地球温暖化防止活動推進センター」や「京都気候変動適応センター」、「きょうと生物多様性センター」、教育機関等と連携した環境学習プログラムを実施します。

体験型の農林水産業や公共施設の脱炭素化を活用したプログラム等、多様な体験を通じて、子どもたちが自然や生物多様性を大切にすることを育むとともに、気候変動問題への理解を深め、自分たちにできることを考えるきっかけにします。こうした体験により、子どもたちが持続可能な社会づくりに自分も貢献できるという実感を得ることで、自己効力感を育み、地域の自然や風土、歴史、文化への理解を促し、地域への愛着を育んでいきます。

府内の小・中学校、高校等の教育関係者や家庭、地域とも連携しながら、子どもたちの年齢、興味のある分野、理解度などの個性に対応する幅広くきめ細やかな環境教育を推進します。

(2) 環境活動を通じた社会関係資本の構築

京都府内の各センターやボランティアとの連携により、府内各地で、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全を始めとする今日私たちが直面している環境課題に対し、自発的に取り組める人材を育成するため、体験やコミュニケーションを通じた学びの場を提供していきます。

気候変動等から地域固有の歴史・伝統、祭り等の文化を守る地域ネットワークの維持・活性化を促進します。

大学の出前授業や企業による環境講座等、関係者と連携し、様々なフィールドにおいて環境学習の機会を充実させます。

地域でのごみ拾い活動や希少種の保全活動、京都モデルフォレスト運動等、環境と関わり深い府民活動と体験型環境学習・教育の連携を深め、学習と実践の一体的展開を図り、持続可能な地域づくりを担う人材を育成します。

(3) 地域特性に応じた環境課題解決に向けた市町村支援と連携・協働の促進

地球温暖化対策を始め、生物多様性の保全や資源循環、気候変動への適応等、幅広い環境課題に対応するため、市町村の意見を踏まえ実情に応じた支援や連携強化を図り、それぞれの地域特性に応じた施策展開を進めていきます。

また、中間支援組織と連携し、市町村の取組を支える支援体制の充実にも努めます。

さらに、互いに課題を共有し協働して解決に取り組む「協働の場」を創設することにより、市町村との連携にとどまらず、市町村間のネットワークの拡充や、府民・企業・団体等の多様な主体との相互連携を強化することで、実効性の高い取組を推進します。

(4) 持続可能な社会の変革を担う人材や中間支援組織等による協働取組の推進

京都府地球温暖化防止活動推進員や京都再エネコンシェルジュ等、地域で活動する専門的人材の成り手の裾野を広げるため、地域で活動する意欲や行動力がある人材を養成し、働く場の創出を含めその活動を支援します。

また、若者が持続可能な社会づくりの変革の担い手として、主体的に課題を発信・共有

し、対話や協働を通じて社会変革へ参画する機会を創出するため、各地域の学校や企業等、多様な場での学びや実践を支える中間支援組織等の様々な主体との連携を強化し、そのネットワークを活かして、幅広い環境保全活動や人づくりを推進します。

大学生等の若者の参画を始め多様な主体が連携・協働する機会の充実を図るとともに、連携・協働して行う環境保全活動等の促進を図ります。

第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

第6章では、第5章の分野横断的施策の展開方向を踏まえて取り組む、あるいはそれらを支える基本となる環境施策について、令和22（2040）年までを目途とした展開方向を分野ごとに提示しています。そのため、第5章と内容が重なり合う施策もあります。

環境行政は、公害対策に端を発し、廃棄物対策、生物多様性対策、気候変動対策等へと広がり、各分野で個別計画等を策定し対策を進めてきました。今後も、第4章の考え方を基本としながら、第3章で掲げた京都府の将来像の実現を目指して、新たな課題への対応を強化するとともに、各取組を揺るぎなく着実に推進していきます。

1 脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化

施策の展開方向

令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等、脱炭素化を進めるとともに、持続可能な経済成長の同時実現を目指します。

(1) 徹底した省エネルギーの推進

- ・ 家庭や業務部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、エネルギー使用効率が低い家電や業務用機器等の高効率機器への更新を促進するとともに、建築物の脱炭素化に向け、既存住宅の断熱化や、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及促進等、創エネ・省エネ・蓄エネを総合的に推進します。
- ・ 産業部門においては、AI・IoTやロボット技術等も活用し、生産性及びエネルギー効率を向上させるとともに、脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業等の集積や、まちづくりへの技術導入等の促進を図ります。また、事業者の競争力強化・地域産業振興に資する脱炭素経営・GX経営を促進します。
- ・ 中小事業者に対する技術面の助言や省エネルギー機器等への設備投資等の支援、大規模事業者に対する温室効果ガス排出量削減計画書制度の充実を図るとともに、サプライチェーン全体での排出量削減に向けた取組を促進します。
- ・ 環境保全や生態系との調和に配慮した農林水産物を推進するとともに、農林水産物や木材等の地産地消を促進します。
- ・ 運輸部門においては、府民の脱炭素行動変容を促進するため、公共交通や自転車、徒歩による移動を促進し、自動車利用からの交通手段の転換（モーダルシフト）を図ります。併せて、サイクルシェア、カーシェアリング等移動手段の共有（ムーブシェア）やエコドライブ（環境に優しい運転）の取組を推進します。
- ・ 電気自動車（EV）等の次世代自動車については、公共施設や道の駅などの交通拠点、一戸建て住宅だけでなく、マンション等の集合住宅での急速充電器等の充電インフラの整備を促進するとともに、CO₂排出削減効果と併せて停電発生時の非常用電源としての有用性の周知を行うことを通じて、一層の普及拡大を推進します。
- ・ オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取等、宅配便の受取方法の多様化による再配達削減や、AI・IoT等の先端技術の活用、共同輸配送・物流車両等へのEV導入の促進によって、物流システムの効率化を推進します。
- ・ AI技術の活用によるエネルギー需給の最適化や効果的・効率的な省エネルギーサービスの導入促進に加え、新たな技術による環境に優しい商品開発や販路開拓等により、CO₂排出量を削減するとともに、地域経済の活性化を促進します。
- ・ 「京都府地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、あらゆる主体、世代を巻き込んだ府民の脱炭素行動変容を促進します。
- ・ 京都府自らが、公共施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備・EVの導入や環境に配慮した電力調達、府有施設のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化等に率先して取り組むことより、CO₂削減を推進します。

(2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

- ・ P P Aモデル等の初期投資ゼロモデルによる建築物等における省エネルギーと一体となった自家消費型の再生可能エネルギーの導入支援、風力・中小水力・バイオマス等の多様な再生可能エネルギーの導入支援に加え、自然と調和し、地域に理解される再生可能エネルギー導入事業の促進や災害時に避難施設として活用できる施設等への太陽光発電設備等の導入等、地域振興や地域のレジリエンス向上に資する取組により、地域共生・環境調和とエネルギーの地産地消を図りながら府内への再生可能エネルギーの最大限の導入を目指します。
- ・ 府内企業を始めとした需要家や小売電気事業者向けに、サプライチェーン全体での再生可能エネルギーの調達を促す取組を推進し、再生可能エネルギー由来の電力・熱の利用促進を図ります。
- ・ 既存の再生可能エネルギーの電源設備を長期安定的に活用することができるよう、太陽光パネルの長寿命化や資源循環、太陽光発電設備の保守点検等を推進します。
- ・ 次世代型太陽電池⁶⁸等の普及促進により、再生可能エネルギー関連産業の基盤構築等を推進し、経済と環境の好循環を図ります。
- ・ 水素エネルギーは、再生可能エネルギーの主力電源化を支えるエネルギー貯蔵能力だけでなく、物流の高度化や防災・減災力強化等の効果も期待されるため、水素社会の実現に向け、水素の安全性や利便性等に対する府民の正しい理解の醸成や府内の水素需要の拡大に資する検討を行います。

(3) フロン⁶⁹対策の推進

- ・ 業務や家庭で使用されるフロン使用機器からの漏洩防止措置の徹底や機器廃棄時におけるフロン回収率の向上、ノンフロン型機器の利用の促進等、フロンのライフサイクル全体にわたる排出抑制に向けた取組を進めます。

(4) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- ・ 森林によるCO₂吸収を促進するため、森林施業に情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用すること等により、適切に管理され、循環利用される森林の拡大を図ります。
- ・ 京都モデルフォレスト運動等の企業や府民、NPO等が協働した取組により、森林の保全・整備や木材利用等の取組を推進します。
- ・ 森林管理に必要な財源を確保するため、森林由来のJ-クレジットの活用を促進し、適正に管理された森林の増加を図ります。
- ・ 地域振興につながるブルーカーボンやその他の吸収源に関する取組を推進します。

⁶⁸ ペロブスカイト太陽電池を想定

⁶⁹ フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のこと。主にエアコンや冷凍機等のヒートポンプ機器の冷媒に使われる物質。オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）やハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）からオゾン層を破壊しない代替フロン（ハイドロフルオロカーボン（HFC））への転換が進められたが、代替フロンにはCO₂の数十倍から1万倍超の温室効果があり、地球温暖化の要因として問題となっている。

2 循環型社会を目指した循環経済への移行の促進

施策の展開方向

環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみを始めとする廃棄物の3R・資源循環がより進む循環経済（サーキュラー・エコノミー）が構築され、廃棄物が限りなく削減された循環型社会の実現を促進します。

(1) 3R・資源循環の促進

- ・ シェアリング・エコノミー等、循環型社会の形成に資するビジネスの育成を支援します。
- ・ 国際競争力や経済安全保障の強化にも資する、循環資源の再使用・再生利用を拡大する取組を推進します。
- ・ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対する財政支援、技術支援、人材育成等を通じ、AI・IoTを活用した技術の開発、実用化、普及を促進し、産業廃棄物の効率的な2Rを推進します。
- ・ 産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府及び京都市の連携による産業廃棄物の3Rのワンストップサービス拠点である「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」において、最新の資源循環・適正処理情報の集約化機能を強化するとともに、これまで育んできた関係者間の連携を基盤に構築した産業廃棄物対策のプラットフォームを活用する等、新しい施策の展開を図ります。

(2) 消費者の意識啓発

- ・ 市町村や関連団体と連携し、「もったいない」の精神や環境に優しい消費行動の理念の普及を図り、環境価値の高い商品の優先購入等の取組を進めます。
- ・ 府民の脱炭素行動変容を促進し、環境価値の高い商品の購入や選択が「あたりまえ」になる社会に向けた取組を進めます。
- ・ 環境への負荷の少ない物品やサービス（環境配慮商品）の普及を図るため、京都府としてグリーン調達を一層推進するとともに、環境配慮企業から物品等を優先的に調達することにより、企業等の環境保全活動を促進します。

(3) プラスチックごみの削減

- ・ 市町村によるプラスチックの一括回収の実施や府民の行動変容を促す先進的なビジネスモデルの導入支援等、市町村と連携して、プラスチックごみの削減を推進します。
- ・ 代替プラスチック製品の開発・販売促進等に取り組む事業者を支援します。
- ・ 大規模排出事業所から排出される廃プラスチック類やその焼却処理による温室効果ガスを削減するための取組等を推進します。

(4) 食品ロスの発生抑制

- ・ 消費者の環境に優しい消費行動に向けた啓発や事業者の食品ロス発生抑制の取組への支援等、サプライチェーン全体の食品ロス削減に向けた意識を醸成し、発生抑制を促進します。また、家庭で使いきれず余った食品等を集め、こども食堂等の必要とする方へ寄付する取組であるフードドライブの拡大等、地域のあたたかい活動にもつながる未利用食品の有効活用の取組を促進します。

(5) 環境保全型農業の推進

- ・ 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減や、CO₂・メタン等の温室効果ガス排出量の削減に資する栽培技術の普及、耕畜連携による畜産堆肥と飼料作物等の地域資源の循環利用等の推進を図ることにより、環境保全型農業を積極的に推進します。
- ・ 農業用プラスチック類等の廃棄物の排出を削減する取組を進めます。

(6) 流域一帯で取り組む海岸漂着物対策

- ・ 市町、漁業者等と連携して海岸漂着物等の回収・処理を実施します。
- ・ スポーツの要素を盛り込み、楽しみながら海岸漂着物等を回収するスポGOMI⁷⁰の実施等、多くの方に参加いただき、プラスチックごみ問題への意識を醸成する取組を実施します。
- ・ 内陸域を含めた市町村、企業等と連携し、流域が一帯となって発生抑制の取組を実施する等、海岸漂着物対策を一層推進します。

⁷⁰ 企業や団体に取り組む従来型のごみ拾いに、スポーツのエッセンスを加え、今までの社会奉仕活動を「競技」へと変換させた日本発祥の全く新しいスポーツ

3 安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上

施策の展開方向

環境基準の達成に向けて人間活動による環境負荷の低減を進めるとともに、環境モニタリングの実施と情報発信及び新たな環境リスクに備える体制の強化と気候変動による影響や災害に備えた環境対策を推進することにより、快適な環境を維持し、安心・安全な暮らしを支えます。

(1) 府民の安心・安全を支える環境モニタリングの実施と情報発信

- ・ 大気や水質等の環境モニタリングを適切に実施し、その結果を府民に対し分かりやすく効果的に情報発信するとともに、モニタリング技術の向上を見据えた調査研究や機器整備等、新たなリスクの発生に備える体制を強化することで、府民の安心・安全を支えます。
- ・ P F A Sを始めとする未規制の物質についても、環境モニタリングを適切に実施し、府民に対し、その結果や最新の健康影響等に係る科学的知見等を分かりやすく情報発信します。

(2) 環境影響評価制度の総合的な取組の展開

- ・ 政策・計画等を策定する段階から環境配慮の組み込みを図るとともに、環境影響評価制度によって、事業における適正な環境配慮を確保することにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図ります。また、環境影響評価の実施後においても、事後調査報告書により点検を行います。さらに、より適正な環境配慮を確保するための制度の在り方に係る国の検討を踏まえ、必要な対応を進めます。

(3) 環境リスクの高い有害化学物質等による環境影響の防止

- ・ 環境中への有害化学物質（ダイオキシン類、重金属等）の排出削減や解体工事に伴うアスベストの飛散防止のため、関係機関と連携し、工場・事業所・建物解体現場に対し計画的に立入検査等を実施する等、環境リスクの高い有害化学物質等の適正管理を推進します。

(4) 京都府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進

- ・ 気候変動の影響は多岐にわたり、かつ、地域の自然状況や社会特性によって異なることから、京都府各地域の特性に応じた適応策の展開が必要です。時間的・空間的な広がりや考慮し、既に起こり始めている気温上昇や大雨の頻度の増加等に対応するとともに、将来起こりうるリスク等について、幅広い主体への影響を想定した適応策を推進します。
- ・ 京都市や総合地球環境学研究所と連携して設置した「地域気候変動適応センター」において、気候変動影響に係る情報収集及び調査・研究による科学的知見の集積を図り、防災、健康、自然生態系、農林水産業等の各分野の取組に活用します。
- ・ 産学公連携により、気候変動に適応するための製品やサービスを展開する適応ビジネス・産学イノベーション創出を支援します。

(5) 災害時に地域で電力供給できる再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 停電時にも自立的な電力供給が可能となるよう、住宅や事業所における太陽光発電設備や蓄電池等を組み合わせた自家消費型システム等の導入を支援します。
- ・ 災害時等の非常時に、再エネ設備等の電気を「地域活用電源」として活用する取組を通じて、地域に密着した長期安定的な再生可能エネルギー事業の運営を支援します。
- ・ 再生可能エネルギーを地域で効率的に活用するため、今後幅広い分野での活用が期待され、令和32(2050)年カーボンニュートラル実現に向けた鍵となる水素等（水素・アンモニア・合成燃料・合成メタン）も活用したエネルギーマネジメントの高度化を目指します。

(6) 災害時の廃棄物処理体制の強化

- ・ 災害廃棄物の収集・処理を適正かつ迅速に実施するため、市町村の災害廃棄物処理計画の策定・改定を支援するとともに、近隣府県との連携・協力、継続的な訓練や研修の実施等により広域的・技術的な体制の確立を図り、平時から災害時までの廃棄物処理システムの強靱化を推進します。

(7) 不法投棄等の監視指導の強化等による未然防止

- ・ 廃棄物の不法投棄や土砂等による不適正な土地の埋立て等を撲滅するため、産業廃棄物不法投棄等監視指導員（警察官OB）による休日も含めた監視指導体制の強化やドローン等のデジタル機器の導入等により、早期発見・未然防止に努めるとともに、広域的な不法投棄に対応するため、関係府県とのネットワークを構築します。

4 自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

施策の展開方向

従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めることにより、ネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいきます。

(1) 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

- ・ 企業や保全団体、地域等、多様な主体の連携と協力を促しながら、「30by30 目標」の達成に向けた地域生物多様性増進活動の拡大を図る取組等を通じて、森・里・川・海における生物の生息・生育空間のつながりや配置を確保しつつ、それぞれのエリアにおいては、原生的な生息環境の保全とともに、二次的自然の適切な維持管理を進めます。

(2) 人の積極的な関与による里地・里山の再生

- ・ 里山林や耕作放棄地の再生、自然体験・利活用、野生鳥獣の個体数管理等を通じて、里地域に積極的に関与していくことで、いにしえから受け継がれてきた京都の伝統文化や暮らしを始めとした自然利用の文化の再興や、人と野生鳥獣が適切な住み分けにより共存できる環境の実現を目指すとともに、農山漁村の再生、魅力的な地域づくりにもつなげていきます。
- ・ 集落機能の低下に伴い、深刻化する有害鳥獣による被害を低減するため、ICT技術を活用した効率的な捕獲や生息域把握等、総合的な対策を講じることにより、野生鳥獣の適切な個体数管理につなげます。
- ・ 府民ぐるみで森林を守り育み、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、京都モデルフォレスト運動等により、地域の特色を生かしながら里山整備や木材利用等、人と森をつなぐ取組を推進します。

(3) 豊かな農林水産資源の保全・利活用

- ・ 地域資源を活用した農山漁村体験の機会（農家民宿・農家レストラン・農泊等）の拡大、「食」を目的とした観光誘客等を通じて、体験型の学習や観光、都市と農村との交流を促進し、地域の魅力向上や活性化を推進します。
- ・ 適切に管理され、循環利用される森林を拡大するとともに、府内で発生する未利用材の木質バイオマス利用施設の燃料としての活用を促進することや、「京都府産木材認証制度」の普及拡大に努めることを通じて、木材の地産地消を推進します。
- ・ 閉鎖性水域の環境を保全するとともに、生物多様性・生物生産性が確保された「豊かな京都の里海」を実現し、水産業等の産業振興や地域活性化につなげます。

(4) 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

- ・ 「きょうと生物多様性センター」と連携しながら、府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、データベース化するとともに、収集された知見を基に様々な主体の連携・協力関係を構築し、生物多様性の効果的な保全と利活用等を推進します。
- ・ 幅広い府民が身近な自然と触れ合い、生物多様性を実感できるよう、保全団体や京都府立植物園を始めとする関連施設や教育機関等と連携しながら、自然体験活動や環境学習を充実するとともに、地域の生物多様性情報や資料の保全を推進し、社会の生物多様性の保全に係る機運の醸成を図ります。
- ・ 子どもたちが自然や生物多様性を大切にすることを育むことができるよう、府内の小・中学校、高校等の教育関係者や家庭、地域とも連携しながら、きめ細やかな環境教育を推進します。また、大学・学生のまち京都の強みを生かし、大学生に対する環境問題への意識の普及と活動への参画を促進します。

(5) 外来生物による生態系等への影響に対する早期対策

- ・ 侵略性が高く、特に生態系への影響や人の生命・身体、農林水産業への被害が著しい外来生物について、積極的なモニタリングや防除により侵入、定着、拡大を防ぎ、在来の生態系への影響の抑止、暮らしの安全の確保及び農林水産業や文化財への被害の軽減を図ります。
- ・ 地域の魅力ある自然や生物多様性を守るため、市町村や地域住民等と連携・協力しながら、外来生物による生態系への影響等に係る普及啓発や防除講習会等を実施します。

第7章 計画の推進

1 計画の効果的实施

- 本計画に基づく施策の実施に当たっては、計画の進捗状況の点検・評価を行い、国内外の社会経済情勢の変化や施策の検討・進捗状況に適切に対応できるよう、新たな科学的知見及びAI・IoT等の新たな技術やそれらを活用したサービス等も柔軟に取り入れるとともに、本計画に記載した施策の展開の方向に基づき、機動的に個別条例や個別計画を策定・改定する等、必要に応じて改善を図り、弾力的に対応していくこととします。

2 計画の進捗状況の点検等

- この計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価に当たっては、それぞれの分野の個別計画等において、施策・取組の達成状況を示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を点検します。
また、その点検結果や各施策の実施状況、府民の意識調査等も参照しながら、課題等を整理して総合的に評価を行い、その評価の結果については京都府環境審議会で検証します。
このような徹底したPDCAサイクルにより、進捗管理を行います。
- また、点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページ等を通じて広く公表します。

3 計画の見直し

- この計画では、様々な環境課題に対する施策展開の指針として、令和32(2050)年頃の京都府の将来像を掲げるとともに、本計画の基本となる考え方に基づき、令和22(2040)年までを目途とした分野横断的な施策の展開方向及び環境課題の分野ごとの重点取組を示しました。
- 本計画は、令和22(2040)年のあるべき姿を見据えつつ、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととします。
なお、新たな環境問題の発生や科学的知見の変化等、社会経済情勢が変化し、本計画の基本となる部分に大きな変更が生じた場合は、的確かつ柔軟に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

参考 個別計画等の代表的な指標例

指標名称	単位	基準値	目標数値	目標設定の考え方
温室効果ガス排出量削減率	%	2013年度比 46%以上 ^{*1} (2030年度) 60% ^{*1} (2035年度) 73% ^{*1} (2040年度) ^{*1} 中間案の目標数値		京都府地球温暖化対策推進計画 ^{*2} で目標設定予定 ^{*2} 2026年度からの計画について見直し中
府内総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	%	20.7 (2023年度)	36~38 ^{*3} (2030年度) 40~50 ^{*3} (2040年度) ^{*3} 中間案の目標数値	再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第3期 ^{*4})で目標設定予定 ^{*4} 2026年度からの計画について見直し中
1人1日当たり一般廃棄物排出量	g/ 人・日	836 (2019年度)	760 ^{*5} (2030年度) ^{*5} 現行計画の数値。 令和8(2026)年度改定予定	京都府循環型社会形成計画(第3期)で目標設定 (2030年度に760g/人・日とする)
産業廃棄物最終処分量	万t	10.7 (2019年度)	7.0 ^{*6} (2030年度) ^{*6} 現行計画の数値。 令和8(2026)年度改定予定	京都府循環型社会形成計画(第3期)で目標設定 (2030年度に7.0万tとする)
二酸化窒素(NO ₂)の環境基準達成率	%	100 (2019年度)	100 (2030年度)	国告示(昭和53年環境庁告示第38号)に基づき目標設定
微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率	%	100 (2019年度)	100 (2030年度)	国告示(平成21年環境省告示第33号)に基づき目標設定
条例 ^{*7} に基づく生息地等保全地区の指定数	地区	1 (2017年)	5 (2022年)	京都府生物多様性地域戦略で目標設定
京都府レッドデータブック掲載種の絶滅の危険度のランクを下げた種数	種	7 (2022年度)	15 (2027年度)	京都府生物多様性地域戦略で目標設定

^{*7} 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例

参考 京都府民の意識調査 令和7(2025)年度調査

京都府が実施する継続的な意識調査であり、下表は環境関連の主な項目を抜粋しています。

質問項目	令和7年度
持続可能で魅力ある地域づくりに向け、個人や企業、市民団体など多様な主体が環境保全活動に取り組んでいると思う人の割合	41%
節電や公共交通機関の優先利用、環境負荷の少ない商品の優先購入といったエコな暮らし方を実践している人の割合	61%
省エネの取組や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入が暮らしやすさに繋がると思う人の割合	68%

府内在住の5,000人(満18歳以上)を住民基本台帳から無作為抽出し、郵送及びwebで回答をいただき(有効回収率48.0%)、「そう思う」・「どちらかというと思う」等京都府が目指す社会の姿に近い回答をした人の割合を算出しています。